

## 「能仁新報」よりみた名古屋の仏教（七）

——明治三十一年九月～明治三十二年十二月——

川 口 高 風

### 凡 例

- 一、本稿は「能仁新報」に掲載されている現在の名古屋市内にあたる地域の仏教関係の記事を採録した。「能仁新報」（名古屋朝日町五十六番戸 能仁社発行）の原本は東京大学法学部の明治新聞雑誌文庫に所蔵するものを使用した。同文庫には明治二十三年五月十二日発行の第一号より明治三十三年六月二十五日発行の第六四九号まで所蔵するが、明治二十四年六月八日（第五十七号）、六月十五日（第五十八号）、同二十七年九月七日（第三三三号）から同二十八年七月三十日（第三七〇号）、同二十九年十一月十六日（第四三八号）から同三十一年八月三十日（第五五五号）までの発行号数は欠本となっているため、その間の記事はない。
- 一、第七回は「能仁新報」第五五六号（明治三十一年九月五日）より第六二三号（明治三十二年十二月二十五日）までから採録した。
- 一、翻刻にあたり仮名使いは原文のままとし、旧漢字は新漢字に、変体仮名はすべて平仮名に改め句読点を付した。なお、記事に付してある漢字のルビは削除し、明らかな誤植は訂正した。
- 一、記事は掲載年月日順に配列したが、記事中に「当市」とあるのは名古屋市のことである。

### 名古屋の寺院と能仁新報〔明治31年9月5日 第五五六号〕

本社が護法の為、万艱に堪えて発行する能仁新報なれば、市内の寺院中は兼務、又は無住を除くの外悉く講読し居らるゝも、独り其の事なきは矢場町の某寺と外一二あるのみ。如何に各寺院が愛読せらるゝの厚きを感謝せずんばあらず。

### 広告〔明治31年9月19日 第五五八号〕

本月廿二日午後一時より

○高祖大師御報恩会

全 二時より

○講中先祖施餓鬼

全

○祠堂靈牌 開眼式

全 三時より

○御 親 教

右大本山永平寺貫主猊下御親臨本部大光院に於て執行候条此回報告す

九月十九日 愛 知 吉 祥 講

### 宗祖御忌と水陸勝会〔明治31年9月19日 第五五八号〕

当市宝町の禪芳寺に設立されたる愛知吉祥講第三号支部にては、去る五日午後一時より全講の世話人等が惣出席にて両祖の御忌を営みたりしが、今その概況を記さば、当日予定の時刻に到るや殿

鐘を合図に一同式場に整列し、早川見竜氏は焼香師として肅しく正面に進み、最初に招首法語終て普同参拝をなし、最とも懇ろに参同契、宝鏡三昧を繞行諷経し、夫れより門内大英師は自から大導師として同寺例年定期の水陸勝会を営んで新亡諸霊の追薦供養をなし、最後に早川氏が一場の説教を演述されたる由なるが、同日は残暑の厳しきにも拘はず参聴衆多く、近頃稀れる盛況なりしと云ふ。

### 軍隊の法話〔明治31年9月19日 第五五八号〕

去十八日(第三日曜日)、門前町大光院に於て午前八時より野戦砲兵第三聯隊の内、二個大隊の兵士参聴日にて水野道秀、近藤疎賢、早川見竜の三氏出席法話を執行せられたり。亦木ヶ崎長母寺に於て、全日午前八時より歩兵第三十三聯隊の兵士参聴、出席布教師は岩佐大道、鈴木得真の二氏法話を執行せられたり。因に記す軍隊法話宮外布教は前月より開始せられしが、一回毎に兵士の参聴多く熱心に静聴せらるゝ至り、将来は大に好果を奏するならんと云ふ。

### 観音講と説教〔明治31年10月3日 第五六〇号〕

尾州愛知郡田代村松林寺に従来より設立しある観音講の今回、大に拡張を謀り講員を増募し、毎月陰曆十七日夜水野雷幢氏の説教ある由。

広告〔明治31年10月10日 第五六一号〕

来ル本月十日 日ヨリ 昼 午後一時ヨリ四時マデ  
十六日マデ 夜 全 六時ヨリ十時マデ

桶屋町戸隠

説教 福泉寺ニ  
テ

教師 伊勢 能 教海上人殿

安齋院の大布薩〔明治31年10月17日 第五六二号〕

同院にては、昨十六日同会を行ふ為に院主野々部氏は東京より歸寺されたり。

仏教城西少年教会〔明治31年10月24日 第五六三号〕

当市西北部の有志が設立せし同会は、去る十五日午後七時より押切町養照寺に於て発会式を行ひ、始めに奏樂をなし、次に発起人総代開会の主意を陳べて国歌を合唱し、之より邦文及び英文の祝詞並びに祝演ありて式を終へ、奏樂の中に來聴者へ紅白の茶菓を頒与せり。更に講話を開く、三好香山氏は仏陀の光と題し南条博士はマコトといふ二十五字の談話をせられ、頗る感動を与へき皆門前には緑門を建て祝旗を組み紅灯彩旗を連ね堂上堂下の來衆凡そ一千人無比の盛会なりき。

宗教学林の運動会〔明治31年10月24日 第五六三号〕

当市布ヶ池町なる曹洞宗第八中学林にては、去廿一日広路村妙見

山近傍に於て秋期運動会を催ふし由。

秋期祈禱法要〔明治31年10月24日 第五六三号〕

来十一月二日、愛知郡石仏村善昌寺にては組合寺院を請し、秋期祈禱法要として大般若經を転読し、因に山田祖学師を請し説教を勤修せらるゝ由。

各宗寺院の集会〔明治31年10月31日 第五六四号〕

去る二十四日、各宗寺院は七ツ寺に集り協議会を開かれし際、水野道秀、伊藤栄二郎、中村元亮、早川見竜氏等出頭し、巢鴨事件に付現下仏教徒として黙す可らざる事情を述べ、互に討議の上今回の演説会を開く事とし、各宗より其の費用として金四十円を支出せらるゝ事となれり。

大悲講の施米〔明治31年10月31日 第五六四号〕

去二十五日、前津小林町楽運寺に於て開講されしが、当市本町三丁目河瀬代助氏より先主一周忌供養の爲貧民二百名に施米されしを以て、例月の分を併せて三百名に施米されたり。

梅川町梅香院の蓮友会〔明治31年10月31日 第五六四号〕

梅川町梅香院の蓮友会は、去る二十八日午後神谷大周師を聘し、大和樂の合奏などありて仏教少年教会を開かる。

広告〔明治31年10月31日 第五六四号〕

説 十一月四日ヨリ  
教 四日之間

菅原町

浄教寺 二於テ

司教 多田専浄師

雑報〔明治31年11月2日 号外〕

新守座仏教演説に付き市内各新聞の雑報欄

同演説会に付き、市内の各新聞紙は各々雑報欄を以て報ずる所ありしが、其の筆法といひ報道の虚実といひ、吾人の以て大に嫌らざる者はキリスト教主義の扶桑新聞なりとす。試みに之れを中京新報の報道と対照せんに、

中京新報は曰く

新守座の仏教演説 予記の如く、一昨日午後六時より当市本重町新守座に於て仏教大演説会を開催せり。聴衆は無慮二千五百名にして、中村元亮氏開会の趣旨を述べ、夫より水野道秀、近藤疎賢、宮本能真の諸氏順次に演説し、次に本願寺特派員広陵良見氏演説中、稍々政談に渉るの嫌ひありとて臨監警部より注意を受け、又萩倉耕造氏演説中にも往々政談に渉らん語調ありとて数回臨監より注意を加へられ、無事散会せしは午後十時頃なりき、

扶桑新聞は曰く

新守座の仏教演説 名古屋各宗僧侶有志者の催しに係る巢鴨

監獄教誨師事件問題に関する仏教演説会、一昨日午後六時より本重町劇場新守座に於て開会す。中村某開会の主旨を述べ、次で水野、広間、近藤、宮本、広陵、萩倉、太田諸僧の演説あり。何れも耶蘇教攻撃の口調にて満場を恐悦がらせ、又御自身も恐悦がり、目出度閉会したるは九時三十分頃なりしが、中にも論鋒を職掌違ひの横道に馳せて臨監警官の注意を受けたる弁士もありたり。近藤坊は相も変らず専売特許の「日本帝国の臣民にして耶蘇を信ずる者は真正の朝敵なり」てふ演題の下に、独よがりの演説面白かりき。当日の聴衆は無慮二千三百余名にして、過半は僧侶なりしかば、場内は宛然西瓜畑を観るが如き光景なりき。

諸僧とあれども萩倉、宮本、中村等は僧に非ず。現に当日は三名共に洋服を着し居たり。亦職掌違ひの横道云云、専売特許の云云、聴衆の過半は僧侶云云、場内は西瓜畑云云、果して過半の聴衆は僧侶なりしかは来聴二千余名の共に知らるゝ所なれば、贅せざるも演説に専売特許なる者あるか。同紙の我徒仏教者を故意に誣ゆるも亦甚だしからずや。然らば、吾人も試みに之れをキリスト教の演説会に於て見し所によりて変作せんに、

キリスト教の演説 名古屋各組合のキリスト教徒の催しに係る○○問題に関するキリスト教演説会は、昨日○○において開会す。○某開会の主旨を述べ、次で某、某僧の演説あり。何れも僧侶攻撃の口調にて満場を怒らせ、又御自身も怒り不目出度閉会したるは○時なりしが、中にも論鋒を国民違ひの横道に馳

せて注意を受けたる弁士もあり。売国奴は相も変らず「日本帝國の臣民にして仏教を信ずる者は、真正の愚民なり」てふ演題の下に、独り得顔の演説は馬鹿らしかりき。当日の聴衆は無慮十余名にして、過半以上は媿婦なりしかば、場内は宛然牛糞壺を覗くが如き光景なりき。

### 広告〔明治31年11月2日 号外〕

這回、十善会愛知支会設置ニ付、発会式ニ擬シ東京目白雲照大和尚ヲ屈請シ、左記ノ如ク開筵修行ス。

但戒会修行ニ付、支会又ハ八事山ノ名義ヲ以テ有志募集等一切差出サズ。予テ茲ニ広告ス。

愛知郡広路村八事山興正寺中

三十一年 十善会愛知支会

十一月一日

十一月五六兩日 十善道徳之御法話

全 七八兩日 御法話並授菩薩戒

全 九日 広布薩

### 広告〔明治31年11月2日 号外〕

新守座 に於ける巢鴨檻 獄署教誨師事件 仏教大演説会 の 詳況

今此の詳況を記さんが為に、先づ其の開会に至りたる迄の事情を述べざるを得ざる者あり。能仁新報第五百五十四号にも記せし如く、今回の巢鴨教誨師事件の起りたるより以来は、啻に独り真宗大谷派の石山舜台氏が檄文を飛ばし、其の不法を鳴らしたるの

〔能仁新報〕よりみた名古屋の仏教（七）

みならず、全国の仏教徒に在ては其の何宗たるを論ぜず、悉く之れを非理とし切齒扼腕せざる者無きなり。況や我が名古屋市の如きは、全国仏教の中心点とも謂はるゝ土地柄なれば、各宗の教徒は日夜に之れを憤慨しつゝありしを以て、去る十七日偶々菅原町浄教寺に於て各宗の僧侶并に信徒の集合したる事あり。其の際に於て談は忽ち一決し、幸に、去る二十四日各宗寺院の集議あるを以て、同日有志者十名出頭して共に協議する所あらんとせしも事故ありて、四名出頭して左の条項を逐状審議したり。

#### 第一 巢鴨檻獄署教誨師事件に付、真宗大谷派の管長が内務大臣より石川舜台氏を処分すべしとの通告に対し、之れを

審案し決して罪の罰すべき者なしと答申したるは、頗る正当の処置なるを以て、今後仮令如何なる政府の強命嚴達ありとも断乎至聖ならん事を望む旨の一書を贈る事とし、酒井恵遂氏総代となり。尚ほ大谷派管長に敬意を表する為め郵送等を為さずして、氏が宗派に属する臨済宗妙心寺派宗務本所を経て之れを進呈する事とせり。其の文言次の如し。

#### 第二 巢鴨檻獄署教誨師事件に付、演説会を開く事

上真宗大谷派管長書

愛知県仏教各宗寺院并に教徒等謹て書を、  
真宗大谷派管長大谷光瑩閣下に呈す。

閣下が巢鴨檻獄教誨師事件に対し、閣下が参務石川舜台氏の挙を処分されし、其の至聖なるを我等一同感佩す。固より該事件たる

嘗に貴宗一派の事件と認めず、我県下の仏教徒は該事件を以て国家及び宗教前途の為に深く遺憾とし、大に為すあらんとするに際し、茲に一書を載し、閣下の倍々至聖ならん事を企望す。謹白

愛知県仏教各宗寺院并教徒有志総代

月日 酒井 恵 遂印

真宗大谷派管長 伯爵 大谷光瑩閣下

別紙貴派管長に対し、我県下仏教各宗寺院及教徒有志の決議により一書奉呈候に付、御進達被下度此段御依頼候也。

愛知県仏教各宗寺院并教徒有志総代

月日 酒井 恵 遂印

真宗大谷派本願寺総務

大谷 勝 縁 殿

第三項以下十余項ありしも、先づ第一、第二項を決定し、以下は演説開会後に於てせん事とし、各宗寺院より右の経費として金四十円を支出せり。尚其の委員として左の六名を撰挙す。

総見寺 酒井 恵 遂

阿弥陀寺 小沢 弁 応

光円寺 太田 元 遵

七ツ寺 横井 良 琪

宝珠院 高岡 亮 音

梅屋寺 水野 道 秀

翌日各宗より弁士を出す事とし、左の数名を併せて次の広告を市内の各新聞に掲げ、会場は中村元亮の名にて借り受けたり。

広告〔明治31年11月2日 号外〕

説 教 十一月四日ヨリ  
四 日 之 間

菅原町

浄教寺 二於テ

司教 多田専浄師

中外商報社の発刊祝〔明治31年11月7日 第五六五号〕

中外商報社の発刊祝は、昨日東陽館に開かれ、本社の中村へも案内ありて参会せり。

尼僧の亀鑑〔明治31年11月7日 第五六五号〕

当市下前津町浄土宗阿弥陀堂徒弟山田教学尼（二十三歳）は、浄土宗尼衆学校を卒業後漢籍等を研究し、近頃は諸宗尼僧の無道心なるを慨し、説教演説等の練習を為さしめんとて目下講究中なりと感ずべき尼僧なり。

広告〔明治31年11月7日 第五六五号〕

真宗大谷派学師補一柳智成師、今回同派本山特命清国赴任に付、送別の為今七日午後一時より大光院に於茶話会を開き候、此段知友に告ぐ、会費五錢当日御持参の事。

広告〔明治31年11月7日 第五六五号〕

毎月四九の六齋日



午後七時より開会

仏  
教 禪戒抄講義

早川見竜師出席

会場 光真寺  
門前町

広告〔明治31年11月7日 第五六五号〕

説教 十一月四日ヨリ  
四日之間

菅原町

浄教寺 二於テ

司教 多田専浄師

本願寺〔明治31年11月14日 第五六六号〕

名古屋第一の建築物は、名古屋城にあらざれば本願寺なり。其建築の壮大なる愚夫愚婦をして所謂本願寺様に対する尊敬の念を起さしむ。然るに、事務所とやらイカメシキ場処に、イカメシキ坊主が旭廊々々楼奉納との大火鉢を權して鼻から煙りを出し居るには何とも申上様なし、何処迄彼等は腐敗墮落せしぞ。

可睡齋へ仏舍利を寄付す〔明治31年11月14日 第五六六号〕

可睡齋保存会設立せられて徳川侯の如きは一千円の寄付金さへあり。其他特別有志は夫々金員を寄付せらるゝ事なるが、西春日井郡杉村久国寺の近藤疎賢氏が今回曾て秋葉本殿に半僧坊を祭りし

〔能仁新報〕よりみた名古屋の仏教（七）

頃、仏前に安置したる舍利三十三粒を寄付せられたり。今其の次第を聞くに、秋葉寺破滅の際に時の納所奥平閑山といふ者御神体は可睡に奉移したるも、仏舍利其の他の什具を私し、密かに尾張に來り。東春日井郡に三尺坊の神殿を営み、之れに件の仏舍利を安置し居たるが、本年の春に死没せし時、斗らずも近藤氏が求むる所となり。七十一粒共久国寺に在りしを、不図せし事より可睡が方丈の耳に入り、其の懇望甚だ切なるより、近藤氏は兼ねて觀世音を信仰せらるゝ事とて、其中より三十三番の觀世音に縁み同数を寄付する為に一の古代製造の舍利塔に納め、方丈が旅舎に持参寄贈されしに、同方丈には兼ねて三尺坊権現を信仰せらるゝより旅中常に一小龕に権現の影像を絵がきたる者を携へらるゝが、右の舍利塔を其の仏龕に納められしに釣合といひ、恰も注文して造りたるが如くなりしかば、方丈は其の以前三尺坊殿に安置したる物が、今此の三尺坊殿に納まりし奇遇を喜び、案上に安置して読経礼拝ありし、其の翌日に徳川侯より一千円の寄付金あり。其の他の寄付もありしかば、偏に仏舍利の功德ならめと倍々信念を凝らし居らるゝ由、近藤氏の談話の俚を。

尾張名古屋地方の状況〔明治31年11月14日 第五六六号〕

尾張名古屋地方の状況と題して「日本」新聞に曰く、今回の監獄教誨問題につき同地信徒の気焔は非常にして、去月三十日名古屋市新守座に大演説会を開きし時の如きも満場溢るゝばかりの聴衆にて非常の盛会なりしが、警察の干渉甚しく警部巡查数名出張し

て少しにても巢鴨監獄云々の事を口にすれば、直に注意を加ふるが如き有様なれば、弁士は十分所思を吐露する能はざりしが、之が為却て聴衆の意を激せしめたりと。尚近日同市の大劇場美園座に於て、此件に関し大懇話会を張る予定にて有志者の運動頻なりと。

### 尾州名古屋の大運動 (明治31年11月14日 第五六六号)

尾州名古屋の大運動と題し、明教に仏教の中心たる尾州名古屋に於ては、去る三十日各宗協同大演説会を開きたり。同地は条約実施以後の教界につきて非常に憂ひつゝある矢先なれば、何れも大に憤慨し、近日大懇親会を開き仏教の勢力を振起する計画成りて、委員有志者は既に東上の途につきたりとの事青年会へ報知来れりと。

### 広告 (明治31年11月14日 第五六六号)

毎月四九の六齋日  
午後七時より開会

仏 禅戒抄講義

早川見竜師出席

会場  
門前町

光 真 寺

### 広告 (明治31年11月21日 第五六七号)

毎月四九の六齋日

午後七時より開会

仏 禅戒抄講義

早川見竜師出席

会場  
門前町

光 真 寺

### 市街墓地の埋葬を停止せんとす (明治31年11月21日 第五六七号)

道路に風説を為す者あり、近來市會議員改選の結果により、或る人士は、是等の議員と結托し、市の墓地に埋葬を停止するの運動を始めしが、其の名目は、衛生といふに在るも、其の実は、火葬場の収入を多くせんとの混丹なり云云。吾人は未だ其の説の真偽を知らずと雖も、曾て火葬場の収入を増加せんにも、元來其の原料たるべき死者なる者は、人為的を以て増加すべき者に非ざるを苦慮せる者ありしを耳にせし事あれば、或は其の原料増加の為に、墓地の埋葬を停止せんとの運動を始めしやも知らず。是れ衛生には然らん。然れども寺院の興廢と人民の蒙る損得上に、深く講究要すべき問題なり。第一に埋葬を廢して火葬に限らしむるとせんか。同時に定むべき者は火葬料の制限法なり。若しも火葬料に制限なくして埋葬を禁止すとせば、自然に蒙る所の者は人民の損害なり。且つ寺院に於けるも、新埋葬者あるが故に参詣者其の他により受くる所の者あり。若し之れを禁ぜば、其の收納上に影響を及ぼす事少からずして、寺院の興廢随つて一變動を生ぜん。故に吾人は斯の風説あると共に、深く寺院及び其他に、注意を怠



らざらん事を一言するなり。

### 比較宗信徒の答に就て〔明治31年11月21日 第五六七号〕

守綱寺の坊さんが、中京新報は耶蘇教の記事を掲ぐる故に耶蘇教の機関かと問ふたら、中京が其の答は余程面白い。

▲守綱寺の坊さんよ。少しは世間に通じ給へ、名古屋で基督教の機関新聞は「ひかり」といふがあるのみ、尤も中京でも新愛知でも扶桑でも基督教の事を書かぬではない、書くけれども夫れは一の記事としてだ。然るに最も熱心に基督教の布教に尽力するは仏教機関能仁新報で□る。(比較宗信徒)

ソコデ拙者が一言御献上致し度きは、耶蘇教徒を助けて最も熱心ならしむる者は近藤疎賢君の演説である。 刺 繫 生 投

### 熱田通信第一〔明治31年11月28日 第五六八号〕

一 耶蘇教は去二十四年に於ける熱田仏教青年会の活運動に加ふるに、町民大挙一件以来地を掃て全滅せり。

一 天理金光の妄信者は頗る微々たるものにて、其教会所の如きは寥寂凄然日ならず滅亡の有様なり。

一 青年僧侶中、往々書生或は商人の風を粧ひ青樓酒肆に往来し、跟々踏々恰も媿じさる如き者多し嘆。

一 東京の安田琢宗なる人、仏教護国団を組織し団員募集中なれども応ずるもの些少なり。(所以あり)

一去十八日、熱田町岡谷某宅に年頃六十五、六の老爺訪問し、主

人に面語を求めたれば何事なる乎と客室に招したるに、嘉永三年今を去四十九年前、彦根に同宿せし美濃の人河合某にて双方寒暄を叙し、続けて客の云へる様貴殿と面会する。四十九年の絶て久しきにあり、其節貴殿より金一分を借用し返却せんと欲するの情日夜念頭を去りし事なし。然れども老の身路遠くして意に任せず、幸に近傍に來りしを以て殊更持参せり。受納あれと金員を出し、大に旧恩を謝し、之に依て大に心の爽快を得たるなりとて喜び去れり近來珍らしき美談と云ふべし。(洗堂報)

### 広告〔明治31年11月28日 第五六八号〕

毎月四九の六齋日  
午後七時より開会

仏  
教 禪戒抄講義

早川見竜師出席

会場 光 真 寺  
門前町

### 仏教徒大懇話会の詳報〔明治31年12月5日 第五六九号〕

去る二十六日、午前九時より当市に開らきたる仏教徒大懇話会は前号に略記せし如く、午前九時より明治館に集りし者四百余名、既にして着席を報ずると共に正面に設けたる壇上に兼て来会者に配布し置きたる式順を以て、発企人惣代萩倉耕造氏立て開会の主旨を告げ、次に来会者総代として東京仏教青年会幹事近角常親氏の演説あり。次に発企人より撰出したる座長酒井恵遂氏は、立て

話題を決議するには多人数の事に付、読会其の他の手続を省略し直ちに可決せば如何との発議に一同異議無かりしかば、前号に記したる話題を一々議決して一同起立、天皇皇后両陛下と皇太子殿下と仏教との万歳を大呼して懇親会場なる末広座に移り、酒飯を配して懇親の宴を開けり。此の際中村元亮は、斯く不完全なる席上にて諸氏を饗するの止むを得ざるは、御園座の都合上止むを得ずとの旨を告げ、次に早川見竜氏の祝文、次鈴木義方氏の祝辞、鈴木博亮、武田泰道、福地英吉、戸須覚念氏交々登壇して各々得意の弁を振ひ、満場をして湧くが如くに拍手喝采せしめ、午後四時に至り閉会を告ぐると同時に、正面の舞台を転換して夜間演説会の席と変じたるは一同をして快呼せしめたり。

夜に入りての演説会は雨天なりしにも係らず、来聴二千余名にて前号に記したるが如く夫々弁了せり。因に当日甚だ遺憾としたるは即時申込の弁士を謝絶したるが故に、遠路遙々出席されたる人々をして其の所見を吐くを得ざらしめたる事なるが、右は従来所謂飛入り弁士なる者ありて非常に迷惑したる例ありしを以て、斯くも当日申込の弁士を謝絶したるなり。又遠路遅れて来会されたる人にして話題を提出されし向ありしも、是亦議場に非ざる故を以て止むを得ざりし遺憾等ありき。

#### 雲照和上の巡錫〔明治31年12月5日 第五六九号〕

今般、十善会愛知支会へ其赴錫の模様を誌さんに、去月三日谷元、松田、吉田の諸居士及び僧園阿闍梨耶清衆の見送りを受け、

午後六時新橋発の急行列車にて発錫せらる。翌四日午前四時、名古屋停車場へ着、数十名の道俗諸氏出迎へ秋琴楼へ案内して小食を供養し畢て、授十善戒並法話あり。其れより腕車にて八事山興正律寺へ赴かる。全山は古来東の高野山と称へ、維新前までは女人禁制なる有数の僧伽藍にて、愛知支会は則ち此靈山に設置せられたり。大和上には全日午前十時頃発起員道俗諸氏の歓迎を受け、恙なく着山せられぬ。支会にては今回発会式に擬して授戒布薩等を執行する筈なるを以て、有信の善男善女受戒前行として已に参籠せり。大和上には当日より毎日受戒者心得の爲め、懇ろに御法話あり。受戒者は皆悉く毎日三千仏名札をなし至心に懺悔得戒を祈られしこそ殊勝なれ。斯くて前行畢るや七八の両日に涉りて、女法嚴肅なる同寺道場に於て戒師大和上は随喜証明の諸師を引率して入堂登壇、先づ受戒の功德心得等に就き、諄々御垂示あり。次で正しく授戒の作法を行はせられ、何れも無事戒畢んぬ。翌九日、盛んなる布薩説戒を修行せらる。該地方人士は、概して信心堅固聞法に熱心なるを以て遠路を厭はず三州北方よりも続々参詣せるものあり。老若男女満堂立錫の地なく、いとも盛大なりしと云ふ。斯くて大和上には、十日午後三時同山を辞し帰京の途に就かれたり。途次支会々員なる伊藤由太郎氏宅にて御一泊、十一日午前七時五十分道俗諸氏の敬送を受けて名古屋を発し、午後九時新橋着にて帰園あらせられたり。

因みに記す。愛知支会は旧藩主徳川義礼侯を上首とし、愛知銀行頭取岡谷惣助氏幹事長にて何れも熱心に四恩十善の拡張に尽

力せらるゝ筈なりと。吾人は将来益々愛知支会の盛大ならんことを欲し、尚各地到る処此種の善行美拳の起らんことを祈るに  
なん。(法の母による)

廣告〔明治31年12月5日 第五六九号〕

毎月四九の六齋日、午後七時より開会

仏  
教 禅戒抄講義

早川見竜師出席

会場 門前町  
光 真 寺

廣告〔明治31年12月12日 第五七〇号〕

毎月四九の六齋日、午後七時より開会

仏  
教 禅戒抄講義

早川見竜師出席

会場 門前町  
光 真 寺

台湾来信〔明治31年12月19日 第五七一号〕

○曹洞宗陸鉞巖師 同師は過る二十九年六月、同宗大本山よりの特命に由り台湾全島に於ける同宗の布教長として渡台せられ、台南城内台南寺曹洞宗務支局に在て布教に従事し居られしが、年と月とを経るに従ひ、布教は漸次隆熾に起き台南県知事磯貝静蔵向

きの旅団長少将比志島義輝(本年六月越後柴田へ転任)、今の旅団長少将高井敬義氏を始め文武官士人の帰仰一方ならず。為に今日にては其成蹟雄大なるものに至り居ると云ふ。且つ同寺内に於て、同師の設立にかゝる曹洞宗台南国語学校と云ふは、私立学校としては単に台湾全島中此右に出るものなきのみならず。或に点に於ては官の手に成り居る学校よりも廻かに勢力優れ居ると云ふことは世人の認識し居る所のものにて、過る十一月廿三日同校第二回の卒業式を挙げられし所、磯貝台南県知事、高井旅団長を始め文武官民士人紳士等来賓無慮二百五十余人、之に学生及び学生の父兄を合し四百五十余人の来会者にて、内地にも稀なる盛典にてありしと云ふ。其景況は左の如し。

○台南の碧巖会 台南に於ける曹洞宗の教蹟は年と月とを逐ふに従て、愈よ隆熾に赴き、遠近孰れも布教師陸鉞巖師の諄々たる教化に感帰し、其帰信人の如きも文官にては磯貝台南県知事、先きの旅団長少将比志島義輝(本年六月柴田へ転任)、今の旅団長少将高井敬義氏を始め文武官民士人等漸次帰敬者夥多に至り、禅学研究会の如きも駸々乎として進歩し来り、本年の七月に至り、武官にては軍医正少佐栗田勇次郎、文官にては台南地方法院検察官長梶川四三八、民間にては大倉組店長青木十三郎氏、外三人の発起にて碧巖を第一則より第百則迄通聴せしと欲し、碧巖会と称するものを組織せられし所、第一に磯貝台南県知事、警部長大津麟平(法学士) 弁務署長(郡長) 川田久喜氏、已下文武官民紳士の入会者多く、今日にては会員百七十

三人にて毎会の提唱（最初は月二三回なりしが、本年十一月より毎土曜日と為る）、少くも六十人、多きは九十人已上にて、始て来聴に來りし者は其盛會に駭かざるものなし。且つ其他諸般の教蹟大抵之に準じ、台湾全島中各宗を通し、単に国語学校の隆盛のみならず布教教蹟の如きも其の右に出るものなきことは世人の広く認め居る所のものなりと云ふ。右碧巖會に關する緒言及會則あるも今は之を略す。

### 広告〔明治31年12月19日 第五七一号〕

毎月四九の六齋日、午後七時より開會

仏教 禪戒抄講義

早川見竜師出席

会場 光真寺  
門前町

### 尾張大谷派寺院の大團結〔明治32年1月1日 第五七二号〕

去月十六日、当市下茶屋町の別院内に国内の組長視察は大集會を催し、左の主意書に基き派内を通したる団体を設けり。

一本會は尾張仏教同志會と稱す

一本部名古屋市下茶屋町別院内に置く

一本會は大谷派僧侶を以て組織す

一本會の目的は仏教本来の面目を發揮し、仏教徒の一致力を鞏固にし社會の安寧を資せんとす

一左の事業を以て本會の目的を達せんとす

一 仏教をして公認教たらしむる事

一 政府をして速に仏教に対する処置を明了ならしむる事

一 仏教隆盛を妨害せんとする行為あるものは自衛上之を排斥する事

一 各地の団体と交渉し同一方針に進行する事

一本會は各組に委員二名若くは三名撰定し、全委員互撰を以て常務員五名を置くこと

但し任期は三ヶ月半数改撰のこと

一本會細則は別に之を定む

田家煙 竜 桑 巖

更上高樓望四浜。村々豊熟祝年新。太平樂処欣煙起。不饑不寒弊

壤民。

新年

晨起半明半暗天。二頭燭火伴香煙。大雄宝殿深垂首。一片赤心祝

万年。

除夕

前途逼迫老狂僧。皮骨残余屢被僧。六十三年無所得。竜眉白髮似

冬蠅。

己亥元旦 幽翠 箕 浦 現 遵

旭日瞳々出海東。鳳凰翔舞瑞雲中。四千万余同胞子。曉起先祈寒

祚隆。靄々春色滿鳳城。千門万户賀新正。梅梢時聽新鶯語。即是

年頭第一声。三竿旭日半窓明。好鳥簷端呼夢鳴。宿醉未醒猶懶

起。臥聴小女弄毬声。

伊藤寛典氏〔明治32年1月9日 第五七三号〕

旧冬来名し、来る十日頃上京の筈。

野々部至游氏〔明治32年1月9日 第五七三号〕

曹洞宗大学林の教頭たる同氏は、就職以来頗る好望にて氏も専ら尽力の由なるが旧冬帰名、来る十三日頃上京の筈。

早川氏の講義と説教〔明治32年1月9日 第五七三号〕

当市門前町の光真寺にては、昨年来吉祥講員の有志者が相謀り、早川見竜氏を招聘して、一ヶ月六齋即ち四九の日を以て今日となし、仏祖正伝禅戒抄の講義を開設し居りしが、明九日の午後七時より本年第一着の講義を開く筈なりと。又た七小町の普蔵寺にては明後十日午後一時より、早川氏の出席を乞ふて大般若転読式と并に吉祥講第七号支部の月次例会を執行したる後、一場の説教を開かるゝ由。

広告〔明治32年1月9日 第五七三号〕

毎月四九の六齋日、午後七時より開会

仏 禅戒抄講義

早川見竜師出席

会場 光真寺  
門前町

〔能仁新報〕よりみた名古屋の仏教(七)

広告〔明治32年1月9日 第五七三号〕

例月十日及び廿日の両日午後七時より開講

仏 観音普門品通俗講義

受持講師 水野道秀君

仏 証道歌通俗講義

受持講師 早川見竜君

講義場 寶町 禅芳寺

清水梁山氏の洋行運動〔明治32年1月16日 第五七四号〕

目下当市に滞在せる元日蓮僧の同氏は、昨年来政治界に奔走の処過般も当市に林包明氏の来り名古屋ホテルに宿泊せし折り林氏を訪ひ、頻りに海外の宗教視察の件に付政府に向つて運動し呉れと依頼し林氏も稍之れを承諾したるやに聞く。

天主教正公会堂地の紛擾〔明治32年1月16日 第五七四号〕

昨年の事なりき、当市撞木町の同教会堂に於て仏教演説を開かんとして一大紛擾を来たせし事ありしは詭者の知らるゝ所なるが、右は同会堂の地所持主の一人たる者より仕用権ありとの事よりして起りたる事なるが、同伴に付未だ紛擾落着せず、過日も当市南呉服町の加賀孝一郎氏の宅にて何か右に関する争乱ありし由。

**大般若の転読**〔明治32年1月16日 第五七四号〕

去る十一日は秋琴楼に於て同供養ありて大光院主は赴かれしが、其の他当市の沢重、笹善、伊勢庄等にては、例年正五九月に修せらるゝ由。

**名古屋西部の少年教会**〔明治32年1月16日 第五七四号〕

昨日は当市中下新道の法蔵寺に於て発会式挙行、弁士数名は愛知仏教の周旋にて出席せらる。

**水野道秀氏**〔明治32年1月16日 第五七四号〕

同氏は曹洞宗本山永平寺諸堂修繕費二十五万円募集の件に付、近々上京の筈。

**寺院の集會**〔明治32年1月16日 第五七四号〕

同上永平寺が募金依頼の為に、県下の寺院二百余名を大光院に招き協議会を開かるゝ筈。

**広告**〔明治32年1月16日 第五七四号〕

例月十日及び廿日の両日午後七時より開講

仏 観音普門品通俗講義

受持講師 水 野 道 秀 君

仏 証道歌通俗講義

受持講師 早 川 見 竜 君

講義場 寶 町 禅 芳 寺

**広告**〔明治32年1月16日 第五七四号〕

毎月四九の六齋日午後七時より開會

仏 禅戒抄講義

早川見竜師出席

會 場 門前町 光 真 寺

**特別広告**〔明治32年1月23日 第五七五号〕

来四月十五日ヨリ廿一日マデ 永安 寺

高祖承陽大師六百五十遠諱

御 親 化 授 戒 會

戒 師 大本山總持寺貫主

勅 賜 法雲普蓋大禪師

**盜賊の参拝**〔明治32年1月23日 第五七五号〕

当市門前町大光院主竜桑巖師が徳行の高きは人の知る所なるが、去月の事なりし或る夜二名の盜賊同寺に忍び入り、本堂の賽銭箱を毀ち居たるを雲衲が聞き付け、潜かに他の雲衲を起こし盜賊よと騒ぎ出したるより悪漢は庭前に逃げ出したるも、同夜は月皓々として陰所も無ければ逃げ去るにも去り得ず、明王殿の檐の下に忍びたるより雲衲輩は之れを逃がしてはと各々獲物を携へて騒ぎ



立つるを、方丈にありたる同師が聞き付け狂ひ廻れる衆人を制し、「左様にせずとも出て来るに相違なし、暫く本堂に登りて見て居れ」と命ぜられ、皆々も止むを得ずして本堂に集りしに、果せる哉稍ありて二名の悪漢は頬被りを為し、明王殿の下より匍ひ出し山門の石段に首をつき礼拝して夫れより扉に攀じ上りて逃げ去りたる由。盜賊の礼拝とは奇談なるが、去り迎も師が徳行の高きは遂に彼等を感じせし力なるらん。

### 西部仏教青年会発会式の景況〔明治32年1月23日 第五七五号〕

去る十五日、当市幅下新道町法蔵寺に於て開きたる発会式は、近年稀なる盛況なりし。当日会場の入口には大緑門に仏旗と国旗を交へ、係員の尽力にて準備全く整ひ廳て午前九時頃より会員其他地方の招待員の陸続と来集し、会場は立錐の余地なき有様となりたれば、梵鐘を合図に各宗寺院の僧侶は会員祖先の追吊会を営み終り。夫れより沢田吉兵衛氏は満場会員を代表し、発会の主意并に祝詞の朗読し、後藤清次郎氏の答辭にて式は全く終り。夫れより来会者へは折詰茶菓子等を配布し、引続き午後一時より仏教演説会を開きたり。出席弁士は早川見竜、近藤疎賢、太田元遵、其他両三名の諸氏にて、各々得意の弁を以て目下緊急なる問題を述べ、傍聴者は大に感動せり。尚当日会員総会を開き監督沢田吉兵衛、安部小兵衛氏、會計沖勘六、平井光景、酒井新次郎氏其他幹事評議員若干名を撰定せりと云ふ。其の会則は左の如し

#### 第一章 会名及位置

「能仁新報」よりみた名古屋の仏教（七）

第一条 本会は西部仏教青年会と称し本部を新道町 位置

く

#### 第二章 目的

第二条 本会は仏教の真理を發揮し青年輩の徳義を養成するを以て目的とす

#### 第三章 事業

第三条 前条の目的を達する為め左の事項を行ふ

一 毎年積尊の降誕会を執行する事

一 毎月一回各寺交番を以て講義或は演説会を開く事

一 毎年一回会員死亡者の追吊会を営む

一 前項の外評議員会に於て必要と認むる事項

#### 第四章 組織

第四条 本会は正会員賛助会員特別会員名誉会員を以て組織

し、左の区別を定めて定むるものとす

一 正会員 年齢三十年迄

一 賛助会員 年齢三十年以上

一 特別会員 金五十錢以上本会資金しとて一時に出金したる者

一 名誉会員

名士碩徳にして本会より推薦したる者、

若しくは本会へ金三円以上の金銭物品を寄付したる

者

#### 第五章 役員及職制

第五条 本会は左の役員を置く任期は一ヶ年とす。但し再選す

るも妨なし

一 会 長 一 名

一 監 督 二 名

一 幹 事 若 干 名

一 評 議 員 三 十 名

第六条 役員は左の職制に依て事を取るものとす

一 会長は本会一切の事務を統理す

一 監督は本会諸般の事務を監査し利害を討議するものとす

とす

一 幹事は庶務会計等の事務を分掌す

一 評議員は本会重要な事務を評定す

第六章 会 費

第七条 本会の会費は正会員及賛助会員より一口に付金一錢を

毎月十日迄に徴収するものとす

第七章 入退会

第八条 本会の会員たらんと欲するものは何宗にかゝはらず、

本会へ申込会員の章票を申受べし

第九条 本会を退会せんとするものは会員章票を相添其旨本会

へ申出すべし

第八章 出 納

第十条 本会の出納決算報告は毎年一月、七月両度に会場に掲

示する事

第十一条 本会の会員たるものは何時にても出納上の説明を請

ひ、又は出納帳簿を検閲する事を得べし

尾張に高僧多し・山下現有上人小伝〔明治32年1月23日 第五七五号〕

今の永平貫主森田悟由禅師も尾張の出なるが、今回当市白川町法  
応寺に四月中旬来錫さるべき東京芝増上寺主も当地の出生にて、  
其の略伝は左の如し。

増上寺貫主山下現有上人小伝

上人、俗姓は山下氏、天保三年八月廿八日を以て尾張国大赤見  
の庄に生る。年甫て九歳、伊勢国松坂樹敬寺有誉悟雲和尚に於  
て得度し十五歳東武縁山増上寺に登り、山下谷堯山和尚の寮に  
掛錫し、後、その学察を薰す。十八歳にして増上寺冠誉慧巖大  
僧正に従て菩薩の大戒を受け、三十二歳にして増上寺闍誉教首  
大僧正より宗旨の奥義を伝稟す。四十三歳長防両国共立宗学校  
教頭となる。在職四年此の間、長州大日比西円寺故法岸、法  
州、法道、三師の芳躅を攀て先師関通上人の徳に帰投す。四十  
五歳増上寺明実大僧正知恩院俊光大僧正の目代として伝灯師伝  
威師となり及長防両国一宗の法義を総監す。四十七歳東武檀林  
幡随意院に住す居ること二年、退て縁山々下谷に隠栖す。五十  
一歳関通上人の遺蹟尾州中一色円成寺に住し、頗る其の本末を  
興す。五十九歳浄土宗第一本山京都百万遍知恩寺に住す。居る  
三年、退て関通上人の遺跡北野転法輪寺に隠栖してその寺を興  
す。六十四歳故法岸、法州、法道三州の徳義を荷担し、長州大

日比西円寺に住職し、六十六歳一宗の推す所となりて縁山増上寺に住す。時方に明治三十一年上人道念堅固徳操高邁夙に宗内の模範となり、道俗風を望て帰仰す。

**愛知吉祥講の拡張**〔明治32年1月23日 第五七五号〕

愛知郡田代村大字末森の洞岩寺にては、昨日愛知吉祥講本部より早川氏を聘して、同講拡張の爲め宗祖承陽大師の報恩諷経を行ひ、尚ほ昼夜二回の説教を催せし由。

**観音講と説教**〔明治32年1月23日 第五七五号〕

当市布ヶ池町護国院に於て、本月十八日午後二時より観音講員祖先の爲め大施餓鬼会を執行了て水野雷幢氏の説教ありと云ふ。尚西春日井郡西枇杷島町地獄堂に於て、本月廿三日午後七時より同氏の説教ある由。

**広告**〔明治32年1月23日 第五七五号〕

毎月四九の六齋日午後七時より開会

仏  
禪戒抄講義

早川見竜師出席

会場  
門前町

光真寺

**特別広告**〔明治32年1月30日 第五七六号〕

宮出町

来四月十五日ヨリ廿一日マデ 永安寺

高祖承陽大師六百五十遠諱

御親化授戒会

戒師 大本山総持寺貫主

勅賜 法雲普蓋大禪師

**曹洞宗寺院の集会**〔明治32年1月30日 第五七六号〕

去る廿三日、当市大光院に於て永平寺諸堂修繕の爲に、今回全国より廿五万円を募集せらるゝ中、愛知県より七万円を出金する件につき同本山より木田韜光氏来名の上臈下の寺院八十余名を招かれて協議する所なり。尚同伴につき本山より特派布教師二十名を派出し、夫々檀徒に対しその主旨を演達せしめらるゝ由。

**広告**〔明治32年1月30日 第五七六号〕

来ル三月六日ヨリ四月廿三日マデ四十八夜別時念仏修行二付、三月六日七日八日午前ヨリ開闢会執行

東京芝

増上寺御法主前御親化

前津

阿弥陀堂

広告〔明治32年1月30日 第五七六号〕

来ル〔三月 一日〕ヨリ十七日間、当寺ニ於テ大本山永平寺御貫主  
〔旧正月廿日〕大禪師猊下ヲ拝請シ、高祖六百五十遠忌并ニ授戒会執行

名古屋市門前町  
安用寺

尚徳会の報恩講〔明治32年1月30日 第五七六号〕

昨今の両日は西別院に於て、同会員は報恩講を勤められ赤松連城  
氏出席せらる。

愛知医学校仏教青年会〔明治32年1月30日 第五七六号〕

愛知医学校仏教青年会は、去る二十七日発会式を行はれしが、熊  
谷校長奈良坂学士の出席あり。会員山本氏其他の幹旋あり。水野  
道秀氏は医学と仏教の關係を述べて、医士たる者の仏教を信ぜざ  
る可らざる事由を、其他佐々木賢淳、萩倉耕造氏等の演説ありた  
り。

広告〔明治32年1月30日 第五七六号〕

例月十日及び廿日の両日、午後七時より開講

仏教 観音普門品通俗講義

受持講師 水野道秀君

仏教 証道歌通俗講義

受持講師 早川見竜君

講義場 寶町 禪芳寺

広告〔明治32年1月30日 第五七六号〕

毎月四九の六齋日午後七時より開会

仏教 禪戒抄講義

早川見竜師出席

会場 門前町 光真寺

僧堂雲衲の試験〔明治32年2月13日 第五七八号〕

去る二日には、大光院の住職なる竜桑巖師が自から主任となり田  
中是門、早川見竜等の諸氏を立会人となして、院内の僧堂に安居  
せる雲衲一同の説教試験を執行されしに、何れも好成跡を得しと  
云ふ。

名古屋の貴衆両院の議員に宗教上の意見を敲く〔明治32年2月13  
日 第五七八号〕

当市の仏教同志会より、左の書面を以て貴衆両院の議員に宗教上  
の意見を問へり。

貴衆両院の議員に贈り宗教上に

関する意見を問ふ書

仏教各宗同志会総代名古屋市門前町総見寺住職酒井恵遂、謹て

書を両院の議員各閣下に贈り、敢て宗教上に関する各閣下の高見を敲かんとす、抑も人各々所信する所あり、一定の教旨に由れる者を宗教と名く、欧州諸邦に於ては此の宗教に対し、特種の待遇を為すあり。之れに国教又は公認教の名を付す、今や我邦も其の欧米人と雑居せんとするに当り、是等宗教に關したる法例なる者なし。然るに前内閣は宗教法案なる者を議會に提出せんとせしやに聞く。其の法案なる者が、果して我が国に一千有余年間流布されし仏教と将来に渡らんとする新なる宗教とに対し、如何に処置するの考へなりしやを明知せざるも、賢明なる両院の議員閣下は果して此の際に於て宗教に対する国是即ち各閣下の高見あるべきを信ず。希ふ所は各閣下は其の所見を高示せられなば、我々仏教徒は之れにより方に其の方針を定むる所あらん。謹で啓す

付言、尚ほ恐縮の至りに候得共、御高見の義は各閣下の執事より左に御郵報奉懇請候也。

名古屋市裏門前町総見寺内

仏教各宗同志会

**愛知吉祥講の総会**〔明治32年2月13日 第五七八号〕

曹洞宗の檀信徒より組織されたる同講は、本日午前九時より其の本部たる門前町の大光院にて、幹人世話人等百五十余名が集て總會を開き、明治卅一年度に於ける布教事業、其の他諸般の報告をなし、役員改撰等をなす筈なりと。

**仏教少年会の演説**〔明治32年2月13日 第五七八号〕

西枇杷島の西源寺に設立されたる仏教主義の全会にては、去二日午後一時より早川見竜、萩倉耕造の両氏を招聘して春期演説会を催せしに、満七歳より十五歳迄の会員は申す迄もなく、全日は陰曆正月三日の事なれば、会員の父兄等も続々参聴に出掛けしを以て、場の内外は人を以て充たされ頗る盛況にてありし。

**広告**〔明治32年2月13日 第五七八号〕

拝啓陳者 本月十八日 午前九時より  
旧正月九日

英照皇太后陛下 御三回忌之御法要として大布薩会を奉修仕候間、御参詣相成度尚同日龜齋呈上致度候に付、其節講中の証として此状御持参被成下度候

善篤寺

世話方

**広告**〔明治32年2月13日 第五七八号〕

例月六日十六日廿六日午後七時より開会参聴随意

仏教 四十二章経講義

講師 水野道秀師

仏教 普勸座禅儀講義

講師 早川見竜師

当市桜ノ町

開安清院

**広告**〔明治32年2月13日 第五七八号〕

例月十日及び廿日の両日午後七時より開講

仏 觀音普門品通俗講義

受持講師 水野道秀君

教 証道歌通俗講義

受持講師 早川見竜君

講義場 寶町 禅芳寺

**広告**〔明治32年2月13日 第五七八号〕

毎月四九の六齋日午後七時より開会

永平家訓

早川見竜師出席

会場 光真寺  
門前町

**広告**〔明治32年2月20日 第五七九号〕

来ル（三月一日）ヨリ十七日間当寺ニ於テ大本山永平寺御貫主  
（旧正月廿日）

大禪師猊下ヲ拜請シ高祖六百五十遠忌并ニ授戒会執行候ニ付御入

戒相成度候

名古屋市門前町  
安用寺

**仏教少年教会講話**〔明治32年2月20日 第五七九号〕

当市東橋町崇覚寺に於て、去る十九日吉谷覺寿住田智見氏等の講話ありたり。

**広告**〔明治32年2月20日 第五七九号〕

毎月四九の六齋日午後七時より開会

永平家訓

早川見竜師出席

会場 光真寺  
門前町

**広告**〔明治32年2月20日 第五七九号〕

例月十日及び廿日の両日、午後七時より開講

仏 觀音普門品通俗講義

受持講師 水野道秀君

教 証道歌通俗講義

受持講師 早川見竜君

講義場 寶町 禅芳寺

**広告**〔明治32年2月20日 第五七九号〕

例月六日十六日廿六日、午後七時より開会參聽随意

教 四十二章經講義



講師 水野道秀師  
教 普勸座禪儀講義

講師 早川見竜師  
当市桜ノ町  
開安清院

廣告〔明治32年2月27日 第五八〇号〕

来ル（三月一日）ヨリ十七日間、当寺ニ於テ大本山永平寺御貫  
主大禪師猥下ヲ拜請シ、高祖六百五十遠忌并ニ授戒会執行候ニ付  
御入戒相成度候。

名古屋市門前町  
安用寺

吉祥講の総集會〔明治32年2月27日 第五八〇号〕

曹洞宗の檀信徒より組織されたる愛知吉祥講にては、去る十三日  
午前九時より其の本部なる門前町の大光院にて総集會を催せし  
が、当日出席の人々は幹事布教師世話人等無慮六十余名にて席定  
るや、大沢重右衛門氏は起立して昨年度に於ける収入支出決算の  
報告をなし、直ちに本部役員の改撰を行ひしに、投票の結果とし  
て堀内茂右衛門、津田理三郎、大沢重右衛門、村上庄造、岡本治  
助、服部卯助、近藤嘉七の諸氏当撰し、夫れより急要なる事件数  
ヶ条を議了して午後五時頃散会せしといふ。

〔能仁新報〕よりみた名古屋の仏教（七）

永平寺禪師の来名〔明治32年2月27日 第五八〇号〕  
一昨日来名に付き、当市の吉祥講員は笹島に出迎はれたり。

廣告〔明治32年2月27日 第五八〇号〕

例月六日十六日廿六日午後七時より開會參聽随意  
教 四十二章經講義

講師 水野道秀師

教 普勸座禪儀講義

講師 早川見竜師  
当市桜ノ町  
開安清院

廣告〔明治32年3月6日 第五八一号〕

總本山法主大僧正清水範空師を拜請し、派祖国師六百五十回遠忌  
修行

三月廿二日 白川町 誓願寺  
三月廿三日

全廿四日 全町 宝珠院

全廿五日 全町 仙松院

四月四日 日出町 徳林寺  
四月五日

全六日 白川町 清峰院

仏教演説〔明治32年3月6日 第五八一号〕

仏教月並演説会西州仏教青年会は当市幅下新道町宝周寺に於て、来る十三日午後正六時より月並会を開くにより、弁士大谷派講師雲英晃曜、城静山、原宜住の諸氏が出席して仏教演説をなす由。

開安清院  
場

西山派貫主の来名〔明治32年3月6日 第五八一号〕

別項特別広告の如く、来る二十二日より四月六日まで各寺にて西山国師の六百五十回遠忌を施行せらるゝ由。

広告〔明治32年3月6日 第五八一号〕

毎月四九の六齋日午後七時より開会

永平家訓

早川見竜師 出席

会場 光真寺  
門前町

広告〔明治32年3月6日 第五八一号〕

例月十日及び廿日の両日午後七時より開講

仏教 観音普門品通俗講義

受持講師 水野道秀君

仏教 証道歌通俗講義

受持講師 早川見竜君

講義場 禅芳寺  
宝町

広告〔明治32年3月13日 第五八一号〕

総本山法主大僧正清水範空師を拝請し、派祖国師六百五十回遠忌修行

三月廿二日 白川町 誓願寺  
三月廿三日

全廿四日 全町 宝珠院

全廿五日 全町 仙松院

四月四日 日出町 徳林寺

四月五日 全六日 白川町 清峰院

広告〔明治32年3月6日 第五八一号〕

例月六日十六日廿六日午後七時より開会参聴随意

仏教 四十二章経講義

講師 水野道秀師

仏教 普勸座禅儀講義

講師 早川見竜師

当市桜ノ町

廣告〔明治32年3月13日 第五八二号〕

例月十日及び廿日の両日午後七時より開講

仏 觀音普門品通俗講義

受持講師 水野道秀君

仏 証道歌通俗講義

受持講師 早川見竜君

講義場 寶町 禅芳寺

廣告〔明治32年3月13日 第五八二号〕

例月六日十六日廿六日午後七時より開会參聽隨意

仏 四十二章經講義

講師 水野道秀師

仏 普勸座禅儀講義

講師 早川見竜師

当市桜ノ町  
開安清院

廣告〔明治32年3月13日 第五八二号〕

毎月四九の六齋日午後七時より開会

永平家訓

早川見竜師 出席

会場 光真寺  
門前町

〔能仁新報〕よりみた名古屋の仏教(七)

廣告〔明治32年3月20日 第五八三号〕

総本山法主大僧正清水範空師を拜請し、派祖国師六百五十回遠忌修行

三月廿二日 白川町 誓願寺  
三月廿三日

全 廿四日 全町 宝珠院

全 廿五日 全町 仙松院

四月四日 日出町 徳林寺  
四月五日

全 六日 白川町 清峰院

廣告〔明治32年3月20日 第五八三号〕

宮出町

来四月十五日より廿一日まで 永安寺

高祖承陽大師六百五十遠諱

御親化授戒会

戒師 大本山総持寺貫主

勅賜 法雲普蓋大禅師

尾張出身名僧伝・神谷大周上人小伝〔明治32年3月20日 第五

八三号〕

大僧正神谷大周上人小伝

上人は、天保十二年正月廿四日を以て尾州名古屋永安寺に生る。

弘化三年二月より嘉永二年の三月まで明倫堂に入りて漢籍を修め、全年四月より大阪船場梶木町後藤松陰の春蔵塾に寄寓し、又同所尼ヶ崎なる篠崎小竹に就て史学を修む。斯くて嘉永三年六月二十四日、名古屋筒井町建中寺住職空誉大基和尚の許に於て得度し、安政二年九月五日檀林伝通院立誓玄順和尚に就て宗戒相承、同年十月一日より安政四年七月三十日迄檀林伝通院学寮に於て智曇、行誠両師に随ひ伝通記及び俱舍因明唯識等を学び、安政四年八月一日より万延元年十一月廿五日まで大本山増上寺三島谷玄慧寮に寄寓し天台学を円海師に受け、又た愛宕下新義真言宗真福寺に通学して竜栄隆謙法印に唯識述記の講授を受く。万延二年正月廿五日より京師に遊学し、智積院に於て性相を研究す。元治元年十二月五日檀林伝通院華王窟持寮となり、慶応元年一月十一日入一文一山大衆に対し浄土伝戒論を講じ伝戒初学抄を著述し、明治五年五月十二日教部省に於て権訓導に補せられ、同九月神仏各宗の特選により羽前国に派出し、三条教憲を講じ小教院設置の件に従事す。明治六年四月十八日中講義に補せられ、浄土宗執事を命ぜらる。而して同年六月十一日合併大教院御祭典の際、教部大丞三島庸の試験を経、神官僧侶中より各一人撰出に当り、一週間大教院に於て説教を為し、全年七月八日大教院講究課を命ぜらる。又其年の八月二十日大講義に補せらる。此他宗学校長、宗学督学、教導取締、管長代理、高等学院教授、伝道講習院長等に歴任して、明治十二年四月十五日檀林靈巖寺住職を内務省より命ぜらる。而して明治十四年一月二十六日、靈巖寺類焼の災に逢ふや上

人大に再建に尽力し、明治廿年其の落成を見る。明治廿年五月四日大本山清浄華院住職に任ぜられ、靈巖寺兼帯住職申付らる。明治二十五年七月九日依願大本山清浄華院住職を免ぜられしより以降、今に至るまで靈巖寺住職にして大に世人の帰依を得つゝあり。

広告（明治32年3月20日 第五八三号）

開扉

京都粟田青蓮院

植髮見真大師御尊像

大僧正三津玄深御出張

名古屋市五条橋西慶栄寺に於て、来る三月十八日より同二十七日まで開扉

三月 日 慶栄寺

臨済宗建長寺派管長 霄貫道禪師小伝（明治32年3月20日 第五八三号）

禪師諱は周一、字貫道、又曇華と号す。俗姓は源鬼頭氏、文政八年二月十五日を以て尾張国愛知郡寛政村に生る。幼にして出塵の志あり。天保五年四月八日知多郡曹洞宗東伝和尚に就て薙髮染衣し、同七年の春更めて名古屋臨済宗泰雲寺慶春老漢に師事し、同十三年夏制総見寺碧岩集会に掛塔し海山禪師に参す。翌春より三河国吉良華蔵寺業海師に就き、漢籍を修学すること三閏年、弘化三年京都相国寺大拙老師の輪下に投し、参究する五年、師帰寂の

後尋て越溪禪師に参持すること八年、安政六年四月若狭国常高寺（越溪師授業の寺なり）の請に応じ晋山伝法す。爾來四方の雲衲を接し仏教祖録を講演するを常業とす。明治六年七月妙心寺般若林幹事兼教師に任ぜられ在勤すること二年、同八年十二月臨濟宗西部教校の教師に任ぜられ、八幡円福寺に寓止すること又一年、是より先き明治五年若州各宗同盟会を結び衆望に応じ、例月十二回づ、輔教編を講ずること数年、同十六年鎌倉建長寺の請に応じ、四月浦を移し方來の雲衲を説得し、七月開堂住山、十七年七月同派管長に推選せられ、爾來遠近各刹法会の特請に応じ経録を提唱すること二十回、授菩薩戒の縑素凡そ一万三千人真影に自贊して曰く。

爾不似吾吾不似爾

弄仮像真世皆如此

本離那辺不在這裏

面目分明曹子曰唯

### 植髮御真影の開帳〔明治32年3月20日 第五八三号〕

当市五条橋西へ入る橋詰町慶榮寺内に於て、来る三月十八日即ち彼岸の入りより十日の間開帳になる京都粟田口青蓮院門跡見真大師の植髮の尊像は、往古より他へ開帳に出でられし事なければども、去る明治廿六年九月三十日に祝融の災に罹り、宏壯を極めし名刹は悉く烏有に帰せり。抑も青蓮院は世々親王宮門跡の名刹にして、真宗開山見真大師は同院主慈鎮和尚に隨て得度せられし、

〔能仁新報〕よりみた名古屋の仏教（七）

古例により現今に至る迄で両本願寺の法主も得度の式は同院に於て行はるゝ由。かゝる縁故浅からざるにより、再建を企図せらるゝに際し両本願寺より金二千円宛を寄付せられ、尚ほ又当時大派執事渥美契縁師及び本派執行長島地黙雷師よりは、本願寺と同院とは前陳の通り縁故の深きに付き、門末一同より心分の懇志を運び、速に再建相成候様論達せられたれば、当県下有縁の信徒は祖恩の万分一を報ぜん為めに金員を寄付せし者其の数ず少なからざりしが、今回同信徒よりは是非とも当市に於て開帳あり度く旨懇請致候條、同院執事は其の請ひを容れられ、遂に京都府庁の特許を得て、次ぎに本山の添書を以て本県庁へ出願し、開帳の上へ開扉を相成候故へ、既でに同院へ喜捨して報恩會員証所持せる信徒は必ず携帯之上參詣せらるべし。尚又同院門跡三津玄深師も出勤せらるゝ由。時下春和の好時節なれば、定めて參詣多かるべしと思はる。

### 仏教少年教育会開会〔明治32年3月20日 第五八三号〕

当市東橋町崇覚寺に於ける仏教少年教育会は、去る十二日午前九時より開会し、住田智見、中村智眼両師の講話ありたり。

### 追善大演説会〔明治32年3月20日 第五八三号〕

当市梅川町梅香院蓮友少年教会、本月十三日月並は去る二十六日へ延会し、正午より本会員追善大法要を修し、午後七時より講師神谷大周僧正の演説もある由。

**広告**〔明治32年3月20日 第五八三号〕

毎月四九の六齋日、午後七時より開会

永平家訓

早川 見竜 師 出席

会場 光真寺  
門前町

**広告**〔明治32年3月20日 第五八三号〕

例月十日及び廿日の両日午後七時より開講

仏 観音普門品通俗講義

受持講師 水野道秀 君

仏 証道歌通俗講義

受持講師 早川見竜 君

講義場 寶町 禅芳寺

**広告**〔明治32年3月20日 第五八三号〕

例月六日十六日廿六日午後七時より開会參聽隨意

仏 四十二章經講義

講師 水野道秀 師

仏 普勸座禅儀講義

講師 早川見竜 師

当市桜ノ町

開安清院  
場安清院

**広告**〔明治32年4月3日 第五八五号〕

来四月十五日より廿一日まで 宮出町  
高祖承陽大師六百五十遠諱

御親化授戒会

戒師 大本山総持寺貫主  
勅賜 法雲普蓋大禅師

**仏教少年教育会の聯合と總會**〔明治32年4月3日 第五八五号〕

当市蒲焼町真広寺、菅原町浄教寺、飯田町養念寺、鍋屋町円明寺、橋詰町慶栄寺及び東橋町崇覚寺に於ける各仏教少年教育会は、会の隆盛と統一を図る為め通則を設け聯合せり。其通則に従ひ、第一次聯合大会を本日午前十時門前町西別院に於て開設し、始めに赤松連城師、住田智見師の講話あり。次に隊列を組み東別院に參詣、同庭園を縦覧し、又大会紀念の為め撮影の筈。

小笠仏教会発会式の祝文 前号に記したる遠江国小笠の曹洞宗寺院発起の仏教会発会式の祝文なりとて寄せらる。

小笠仏教会発会之辞

今や文化の聖運に当り、第二の維新に際し東西両洋為に一転せんと欲し、焉ぞ独り人心のみ変ぜざるを得ん。是に於て社界の



実況は文学に教育に法律に実業に殖産興業悉く唱導勵磨す。然と雖も、此業を以て能く人心を統一すること能はざるは事実にして明かなり。而も本会の起らんと欲して止む可からざる愛に存在せり。之に由て赤心の熱血は、始めて形而下に流出し、堀之内の一塊名けて小笠仏教会と称す。余不尚にして会長の重任に挙げられ、教命を導奉し弘布を唱導せんと欲するも、天稟短才已に壯齡を軽過し、殊に单身羽翼なく満腔の素志を懐抱するも、容易社界の元氣を鼓舞する能はず。蓋し会員諸士の努力脇心に依り確固不拔の誠意を振起せば、仮令孤城落日なるも、化んで金城鉄壁と成らん。之の金鉄を打破する者は即ち無形の朝敵にして駿々乎として突出し来る外、教其の物に非ずして他が是の時に当り、是の美拳あり。是の発会ある豈に偶然ならんや。希は諸士よ、交誼は信義を旨とし自他の教法を実際に布演し、愈々国家的臣民の義を堅固にし、宗教的徳行の修身を宗旨とし、以て仏祖白毫の加被を蒙り、護法諸天の神光を賜は、上は 皇恩聖意の安康を保全し、古今一轍の皇威を赫々たらしめ、下は離苦得益の群類を馴致し莫作奉行の善悪を解得せしめ、以て誠真なる仏教会の本領を全せんことを開筵に望て爾云。

小笠 仏 教 会 長

明治三十二年三月十二日 林 亮 観

**越山監院の来名**〔明治32年4月3日 第五八五号〕

木田韜光氏には、去る一日来名し永平寺諸堂修繕の件に付、市内の同宗門末の有力家を訪ひし後、越山に赴き工事等の事を督して帰京の筈なり。

**広告**〔明治32年4月10日 第五八六号〕

宮 出 町

来四月十五日より廿一日まで 永安 寺

高祖承陽大師六百五十遠諱

御 親 化 授 戒 会

戒 師 大本山総持寺貫主

勅 賜 法雲普蓋大禪師

**名古屋市勸募の景況**〔明治32年4月10日 第五八六号〕

当市に於ける曹洞宗の寺院数は五十余ヶ寺にして、此れを一号分局、二号分局の二部落に分ち、其の檀信徒の数は殆んど三千余戸なるが、目下の処にては早川見竜、門内大英の両氏が富豪家、篤信家の聞へある家と并に各寺院の檀中惣代一同へは日々勸化に赴かれ、尚ほ五十余ヶ寺の各寺院は、夫れく夜を日に続ひて寄付金の勸募に奔走最中なりしと云ふ。

**布教師の巡回**〔明治32年4月10日 第五八六号〕

曹洞宗の大本山たる越前の国永平寺にては、来る明治三十五年に

宗祖承陽大師の六百五十回大遠忌を挙行さるゝ其の準備として、予じめ布教師を巡回せしめ一般の檀信徒へ対して祖恩の宏大なる事を知らしめんとの主意より、別頃二十九名の人々が今回大本山より特派布教師の任命を蒙られしが、去る二月の二十六日には、恰かも同宗の管長なる性恠慈船禪師猗下が愛知吉祥講春期法会親修の爲め、同講の本部たる当市門前町の大光院へ駐錫になりし節に、別頃の布教師一同を大光院へ招集され、大師禪猗下より親たく布教の方針を御教諭されしを以て、一同の布教師は御教諭の旨を感銘し各自部署を定めて愛知県下全体を巡教の筈。

広告〔明治32年4月10日 第五八六号〕

曹洞宗愛知中学林の衰頽を悲しむ 早川 見竜

之れを天に訴へん茫乎として答ふるなし、之れを地に哭せんか無情の草木は、淡泊水の如くにして、吾曹が一片の衷情を察するなし。嗟呼、仏祖の冥監果たして何れの処にかあると。吾曹をして箇の長大息を漏さしむるものは、刻下に於ける我が宗門中学林の衰頽是れなり。抑も本県中学林の実況は、生徒の員数其の数十に充たず。偶ま臨時募集の企てあるも、其の募集に応ずる者は極めて少数にして、学歩の遅々たるは牛歩にも劣れるの観なき能はず。而して他の一方を顧れば、吾が愛知県下の青年僧侶にして、宗門的の就学年齢に達せし者は、挙げて一千人以上の多きに在る事は、宗内に棲息する者の、何人も疑がはざる事実非ずや。斯る多数の青年僧侶が、智識を需むるは飲食物を需むるよりも、尚

ほ一層急務たるの今日に在つて、本県の中学林へ入学を希望せざりし事は、其の原因果たして那辺にかある。監理果たして其人を得ざるか、吾れ得て之れを知らず、教授教員果たして其人を得ざるか、吾れ得て之れを知らず、学監會計果たして其人を得ざるか、吾れ得て之れを知らず、視學員果たして其人を得ざるか、吾れ得て之れを知らず、然りと雖ども退ひて今より五ヶ年の過去を顧みる時は、浅劣予の如き者と雖ども現今の中学林には、些少の關係なきにも非るを以て、其の盛衰汚隆に到つては、寤寐の裡一日も念頭を去る能わず。矧んや現今の如く衰頽の最極点に達せる最とも悲しむべきの時節に於てをや。凡そ社会に存する万般の事物は、活動力を有してこそ活用もすれ、苟くも活動力にして失却せんか。恰かも死屍の如くにして、之れを処するの道を講ぜざらんか。徒らに腐爛の中より蛆虫の発生するを俟つあるのみ、誰れか其愚を笑わざらん。今の中学林は恰かも屠所の羊に齊しく、命数の旦夕に逼りて僅かに其の氣息を通ずるのみ。否な一歩を進めて脱白露浄に之れを論ずる時は、命脈既に絶へたる死屍の如くにして、其の内部には最早や幾多の蛆虫が繁殖し居るやも知るべからず、斯る悲境の極点に達せしめたるは、抑も天為か人為か將た時勢の然からしむる所為なるか、予か輩謂わんと欲して之れを謂ふに忍びず。筆せんと欲して之れを筆するに耐へざるなり。県下に於て賢明老実の間へ高き二十余名の議員と称する諸尊宿は、現時中学林の実況を凝視して、如何なる感想の生ずるあるや。予輩は本年七月以後の仏教会社会に、狂瀾

怒涛の捲き来る事を疑わず。徒弟教育人物養成の須急なる事は、今より十年の昔しに於て、既に吾人の鼓膜を貫けり。倫安姑息は進歩の途上に向つて、大禁物たる事を確信す。然りと雖ども我が曹洞宗に於ける現時の天地を顧みる時は、情実、猜疑、嫉妬の黒雲、漠々として腥風殆んど宗風を埋没するの感なき能わず。語に謂わずや大厦の将さに覆らんとするや一木の克く支ふる所に非ずと。嗟呼

**尾張出生名僧伝・石川素童和尚小伝**（明治32年4月17日 第五八七号）

曹洞宗務  
局執事 石川素童和尚小伝

石川素童和尚は愛知県の人。天保十二年尾張国春日井郡大曾根村に生る。豪農道家祐七の次男なり。父深く仏門に帰依し、豪潮律師の教化に浴し、尽形八齋戒を持つ。其兒女をして齊しく持戒せしむるを家庭とす。其嚴父の薰育に依て、和尚をして幼年出家の因縁を開発せしめ、九歳にして入寺を志す。父厚く之を随喜し、携へて名古屋泰増寺海雲和尚に投じ、安政元年十二月八日薙髮染衣せしむ。名を大牛と称す。後素童と改め、牧牛と号す。安政四年春解問、叢林行脚を主に乞へり師は、尚ほ齡早やきを以つて許さず。依つて竊かに遁がれて遠ほく飛錫し、初じめ長門国大寧寺分応老師の会下に到て掛錫し、乾々夕場参禅し道業丕に進む。万延元年春錫を返して、信濃国全久院雪巖棟門老師の会下に投じ

〔能仁新報〕よりみた名古屋の仏教（七）

参禅研磨す。師は深く嘉尚し偈を打して其成績を証明印可せらる。蓋し分応は良悟下の尊宿、棟門は天桂の宗匠にして、当時洞上の一代正師家と称せり。依て此双処に学得し、良悟、天桂二家の禅風を両手に完全し、文久二年春帰省し、同年夏尾張国久昌寺鑑法老師の会に於て版首の榮任を勤め、起単後授業師海雲和尚に入室授戒伝法を了畢す。偶ま師寮寺泰増寺主席を欠く、師命辞し難く遂に同寺に薰住し、爾しより旧尾張殿明倫堂督学佐藤楚材先生の門に入りて漢学を修め、森春涛翁に就て詩を学ぶ。台宗僧水谷仁海氏に依て天台の学を伝ふ。晩に美濃国全昌寺長森良範老師の会下に投じ更に修禅参究し、或は一方の化を助け茲に師事する事間接直接其間殆んど二十余閏年逾はることなし。自是先大本山永平寺に登り、大晃明覚禪師に随侍して古規の遵式を学得し、大本山総持寺に瑞世して転衣の法階を完了し、元治元年四月京師に上り勸修寺殿の執奏に依り、勅して綸旨を賜ふを拝す。慶応二年初法幢を建立し、明治八年五月愛知県令の特選を以て三河国竜拈寺に転住す。明治十九年秋井伊伯爵の請に応じ湖東清涼寺へ喬遷し、明治二十九年春重て同伯爵の請聘に依り、該東京香華院武蔵国荏原郡世田ヶ谷村豪徳寺に移転す。乃和尚の現住地之なり。歴任中常恒会三、随意会一、法地一、併せて五処の住山とす。又教導職及宗門の公職に関する歴賤は、明治五年教部立省大教院設立に当り、両本山の徴に応じて東上し、大教院に就て教導職試験に及第し、少講義、中講義、権大講義、大講義に累遷し、愛知中教院開設の際には講究係兼庶務を勤め、明治十二年より曹洞宗専門本

校同大学院の学監前後二回満三ヶ年なりき。而して或は能本山法雲普蓋禪師、越本山真晃断際禪師の晋山係を担任し、明治十七年法雲普蓋禪師は抜て大本山総持寺御山監院の重任に補せらる。爾しより曹洞宗務局執事として宗猷の枢機に執筆し、該本山の事務を総理し宗務の公事に消磨せらる。

#### 勅賜法雲普蓋禪師御着の景況〔明治32年4月17日 第五八七号〕

去る十五日より当市宮出町永安寺に於て修行さるゝ授戒会の為、去る十四日曹洞宗大本山総持寺貫主勅賜法雲普蓋禪師には二時卅分の汽車にて笹島に着せられたり。当日は曇天にて時々微雨もあり。天候如何を氣遣ひたるにも似ず仏陀の加護厚く禪師御着の前後は更に降雨なく、却て飛塵を避けしは幸といふべし。偕着車前より同宗の各寺院にては、大光院等の諸老を始め凡そ二百余ヶ寺、其他檀信徒一百余名は停車場に於て着車を待ち居られしが、定時より凡十五分時を経て着車あり。構内に出迎へたるは永安寺前任職織田雪巖氏外十余名にて、着車あるや予め駅長の許可を乞ひ置き、南の檢札場より上等待合室に請じ、暫時休憩の後ち兼て準備せし徳川家の馬車にて一先づ金城館に着し、出迎員一同に謁を賜ひ、更に同処より信徒は前乗し、寺院之れに次ぎて馬車と順序正しく伝馬町より宮出町の永安寺に入られしが、其の一行は三丁余に涉り先驅の歡迎旗の伝馬橋に在る頃、漸く馬車の米屋町を出づる位なりき沿道拝観の男女は合掌拝礼する等、総持寺本山の貫主が御来名の程を知られて恭敬せざる者無かりき。

#### 東本願寺法主の来名〔明治32年4月17日 第五八七号〕

去る十三日零時十四分笹島着にて、当市別院にて行はるゝ恵灯大師四百五十回忌親修の為来名されしが、例により門徒の出迎等雑踏を極めたり。

#### 西別院の法要〔明治32年4月17日 第五八七号〕

五月中旬を以て当市西別院にては、恵灯大師の四百五十回忌修行に付、法主は親臨せらるゝ筈にて、目下堂宇其の他の修繕中なるが、聞く所によれば該法要は凡そ四千円の費を要する見込の由にて、新調する打敷の如きも一枚五百円余の物ありとか。

#### 名古屋市の寺院が協同して為すべき事件（其一）〔明治32年

4月24日 第五八八号〕

中村 元亮

名古屋市内の各宗寺院が、協同為すべきの事件は其の数多しと雖も、其の最もなる者を庫裡に対する市税免除事件とす。抑も各寺の庫裡なる者は、市税を賦課するの点よりすれば、尋常市人の居宅と同一視する者の如し。然れども、之れを吾人の實際上よりする時は、庫裡は決して尋常市人の家屋に同じからず。又住職其の者恣の居所にも非ずして、全く殿堂と其の用を同くする法器なり、礼拝場の一なり。今試みに之れを市内の某寺に見よ。住職一人徒弟（雲衲を合せ）数十人の住する巨大の庫裡ある者あり。而して同寺の住職たる、其の居住する所は、僅かに数畳を出でざる

客殿の一隅とす。然るに此等の庫裡に対して、尋常人の家屋と同一視し、市税を其の者に賦課するは抑も何事ぞや。徒弟雲衲の輩は其の家族に非ざるなり。其の数十名を居住せしむる所以の者は、実に仏事を営むがために予め備ふる所の者なり。豈に尋常人が其尸族をして居らしむる所と同一の者ならんや。既に仏事の用に供する者の居る所とせば、即ち仏事を行はずる祭場と何ぞ異ならんや。況んや其の構造は尋常の家屋の如くならず、其の結構を異にし、純然たる一種の建築たるをや。然れども、以上の一例は、単に某なる人寺を指す者なれども、他は實際に於て住職其の者は家族と共に起居する真宗の如きあり。豈に尋常の家族と異なる所あらんやと、其の間或は然り、然れども之れ大に其の宗制を知らざる者なり。真宗の尸族は尚ほ他宗の雲衲の如し、共に仏事に従ひ、法に勤むるは宗規の在る所なり。何ぞ他宗の徒弟と異ならんや。若し真宗にして家族を去らば、之れ宗規に背く者なり。此の家族あるが故に尋常市人の家屋の如く課税すとは、之れ宗制を知らざる者の妄論のみ、豈に採るに足るべき議論ならんや。然れども又或は謂はん、真宗に非ざる寺院にても、尚ほ同一の看ある者あり、故に課税すと、然れども是れ亦庫裡其の者の性質を知らざる妄論と謂ふべし。試みに庫裡は住宅なり、仏事法要の用に供すべき所に非ずとせば、礼拝者の休養、又は食堂、庖厨は何れを以て之れに充つるや、庫裡に非ずんば能はざる可し。然れども、以上の諸論を措くも、元來課税なる者は、其の国土の慣例に伴はざる可らず。今数千年來寺院の住職なる者は、法器に衣食する慣例

により、庫裡に居住を為す者なるに、近來之れを市下常人の家屋視して法器とせず、之れに重き課税を為すは、抑も数千年の慣例を破り、俄かに住持其の人をして法器内を去れと強制するに均し、課税の理、豈に斯くの如き暴なる者ならんや、若し爰に一人の僧侶ありて、斯く市人と等しく課税を蒙る屋内に住まんよりは、我れは他所に住宅を構へ、而して以て通勤を為すべしと謂は、忽ち千古の慣例を破る悪僧と目され、世人の信用を失せんや必せり。爰を以て見るも、寺の庫裡なる者は、市人の家屋と等しからずして、殿堂其の者の中に数ふべき堂宇礼拝場の一なり。斯く理由あり。慣例あるが故に、既に東京市の如きは庫裡に課税せず、尚ほ石川県の如きも然りといふ。名古屋市は比較上に寺院多き地方なり、その多数の寺院が、斯くも横暴非理なる課税の下にあるは、文明の何たるかを解せざる者など須らく各宗協同の事件として、免税の事を□べきなり、課税者に反省を促すべきなり、千古の慣例を破る血税の下に在る可きに非ざるなり。

#### 東西別院法要の割合〔明治32年4月24日 第五八八号〕

当市なる東西本願寺にては、共に今春は恵灯大師四百五十回忌の大法要を行はれしが、其の費用は東派は一万五千円、西派は三千円の予定なる由なるに、今両派に属する当国の戸数なりといふを聞くに、東派は三万戸、西派は三千戸なりといへば、戸数の上より見る時は、其の費用支出の割合は一戸に付き、東派は西派の半額を出して、其の法要は五倍の盛大に営むを得る割合なれば、多



勢に無勢とは是等を謂ふなるべし。因に西派の法要は、大法主は目下御病氣、新門主は清国に起かれて不在なれば、両門主の孰れか御親臨の都合なれば、其の日限は今日より予定し難し。尚前号の紙上に西派法主が金沢別院に赴かるゝが如く記したるは、全くの風説にて實際前述の如く両門主共に親臨は之れ無るべきなり。

#### 信州善光寺へ参詣〔明治32年4月24日 第五八八号〕

当市元七ツ寺境内善光寺常灯講中は、来る五月二日立にて参詣する由。又講外者と雖も出立前日迄に申込あれば同道さるとの事。

#### 芳川台湾布教師の来名〔明治32年4月24日 第五八八号〕

曹洞宗派出の同氏は、去る十五日来名され東田町乾徳寺に於て同島なる宗教事情の演説あり。普通聴衆の外に浄土宗学林生をを始め来聴者頗る多かりき。

#### 名古屋市の寺院が協同して為すべき事件（其一）〔明治32年5月1日 第五八九号〕

中村 元 亮

既に東京市及金沢市は、寺院の庫裡に市税を課せず。（其の他の府県は未詳）其の然る所以は、吾人之れを知らずと雖も、要するに左三個の理由あり。宜しく免税すべきなり。

其一 神社の社務所に課税せざるなり。

其二 寺院の庫裡に課税して万一にも怠納する時は公売に付せ

らるべし、此の際に当りては、其の庫裡を公売すべきか、庫裡は住職其の者の私有に非ざるなり。

其三 住職は単に庫裡に寄留する者なり（真宗を除き）故に原籍地にても納税し、寄留先きにても納税す、即ち重税を出す者なり。

其の一なる神社の社務所と、寺院の庫裡とは何程の差あるべきか、社務所には単に祠官社掌の居住せざる迄の事なれども、實際に於ては社番ありて之れに起居しつゝあり。今寺院の住職が住する所を居宅と傲して課税する以上は、是等の社務所にも宜しく課税すべきなり。神社の社務所と寺院の庫裡と何程の差がある。其の二なる怠納の処分、即ち公売に付せらるゝに当り、税吏は果して何者を公売するか。庫裡は勿論公売品中の最要の物なるべけれど、庫裡は什仏の一つなれば、之れを公売に付し得べき者に非ず。然らば住職其の者の私有品を公売すべきか、住職は寄留先きなり。寄留先きの公募処分といふが如きは、吾人未だ之れが例を聞かず。否斯る不法の処分あるべき者に非ざるなり。其の三は二重の納税なり。同一目の税金を重出するは税法の本則に非ず。寺院住職は既に家屋税を納めつゝある原籍地のあるに非ずや。然るに尚ほも寄留先きに於ても同一目の税金を納む。之れ重税を納むる者にして、税法に背く者なり。故に強て寺院の庫裡に家屋税を課し、之れを住職に納めしめんとならば、宜しく住職の原籍を寺院に移すべき事、若しも怠納者ありて公売の処分を受くる者とせば、其の予備として、其宗の管長以下寺院惣代の承任を受け置け



る什具中の物品を定むべき事（此の事を為し得べくんば妙）神社の社務所にも課税して、社寺不同の取扱ひ無らしむる事、以上三個の処分は、当該官をして必ず執行せしむべきなり。之れをして執行せば、寺院も納税を為して可なるべきも、若し之れを為し能はずんば、各宗協同して免税の事を斗るべきなり。既に東京又は石川県の如き例あるに於てをや。（完）

### 広告〔明治32年5月1日 第五八九号〕

来る五月十四日より四日の間

菅原町

説教 浄教 寺に於て

二等巡教使 野世溪真了師

### 羅漢供養と説教〔明治32年5月1日 第五八九号〕

当市大曾根町関貞寺にて、新五月一日正十二時より羅漢供養を営み、尚ほ近藤疎賢師の説教あり。了て吉祥講員大本山へ参詣の抽籤もありと云ふ。

### 説教〔明治32年5月1日 第五八九号〕

当市菅原町浄教寺に於て、来る五月十四日より四日之間有名なる布教者二等巡教使野世溪真了師の説教あり。

### 説教〔明治32年5月1日 第五八九号〕

桜町本遠寺別院に於ては、五月二日より六日迄眼病救護行学院日朝上人第四百御遠忌正当に付大法会を修行し、大橋文章師之れが説教を勤めらると云ふ。

### 乾徳寺の演説〔明治32年5月1日 第五八九号〕

台湾仏教視察報告大演説会併せて物品展覧を、去る十五日当市東田町乾徳寺に於て午後一時開筵し、弁士には中学林教授石田寅方師登壇せられ、開会に併せ僧家の天職を布演せられ、曹洞宗両大本山特派布教師芳川雄悟師徐ろに拍手の間に登壇せられ、台湾実地報告演説二席に土語及物品の説明あり。浄土宗学林職員初各生徒八十余名及曹洞宗学林職員初各生徒四十余名信者四十余名五時閉会せらる。

### 布教師の演説〔明治32年5月1日 第五八九号〕

去十六日宮出町永安寺に於て、大禪師御親化授戒中近藤疎賢師の照会にて芳川雄悟布教師には随喜寺院雲衲百五十余、戒弟六百余名に台湾実地布教上の事及物品説明を縷々敷演致され、特に大禪師猊下初織田監院各随行の面々宗風を惹起せられ盛会なりしと。

### 学林の習錬会〔明治32年5月1日 第五八九号〕

当市布池町曹洞宗第八中学林内に於て、教授石田寅方師赴任日猶浅しと雖、四十二名の生徒に左の題号の如くなるものを当監理近

藤疎賢師に相謀り、各学生をして毎水曜日夜間に開筵せしめ各自習練の為弁舌を養生し、他日宗教上競争場裡に立ち目的を串穿するを旨とせらると。

#### 薫齋会々則

第一条 布教伝導の目的を以て舌劍唇削を精練せしめ仏陀の福音を拡張するを旨とす。

第二条 各自相互に弁舌を養生し破邪顕正の活路を鞏固せしむ。

第三条 習練は一の課目と見做し各自精々研究せしめ点表を施行す。

第四条 各生徒中熟練のものには学年試験特に賞状を下与す。

第五条 毎水曜日午後六時より十時迄講堂に於て開会せしむ。

第六条 各生徒中幹事二名評議員二名を撰定し弁士を抽籤せしむ。

第七条 毎開筵の時無届若くは寮内へ退居するものは操行点を厳行せしむ。

第八条 各生徒の勤怠は幹事又は評議員に於て査定せしむ。

第九条 役員より撰拔せし当番に必ず本人挙行し決して余人に譲るべからず。

第十条 各生徒毎月金一銭を醸集し会費として積立せしむ。

曹洞宗第八中学林内

明治卅二年 監督 石田寅方印

四月十五日 幹事 吉田鉄心印

全 阪野泰之印  
評議員 安田東瑞印  
全 倉田鉄心印

#### 名古屋市の内決統治墓地に及ぶ(明治32年5月8日 第五九〇号)

元 亮

名古屋市に於ては、其の内決として、市内に新墓地を設くる事を許さずと、斯る奇怪なる報道は、遂に吾人をして、本篇を草するの止むを得ざるに至らしめたり。

近くは栄町道路を東部停車場に通ずるの改造工事を起せし為、禅寺町、法華寺町てふ、墓地多き地を通過せざるを得ず。然るに、是等墓地に対する市の方針なる者は、其墳墓の移転先きを旧来の墓地に求めよ。然らずんば、遠く市外の墓地に移せ、是れ市が曾て内決として、新墓地は衛生上之れを設くるを許さざる規定あればなりと、市の方針斯くの如し。然れども、吾人を以て之れを見れば、其の所謂内決なる者は、果して既往は之れを市民に示す事を能はざるの事情ありしか。名古屋市の事業が、往々内決に成り、而して之れを強制するの跡あるの不可思議なるを訝る者多かりきに、果せる哉今の新設墓地は、内決として之れを許さず云云の事の如き、即ち名古屋市の内秘を穿ち出したる者ならんかし。之れが為に、既に寺宇の移転を企てながら、俄かに新設墓地不許可(内決)の一語の為に、其の設計を中止せざるの止むを得ざるに至りたる者あり。即ち寺檀の紛擾を起し、若しも寺にして墓地

を去る地に設くるに於ては、我々檀信は之れを認諾するを得ざる云々、之れ又止むを得ざるの論鋒にして、其の帰する所は、市なる者が、曾て其の内決なる者を示さざるが為に、不時の災厄を起したる者なり。要するに、内決統治を為すの市なる者は深く猛省すべきも、又墓地を所有する者、否市民たる者は、此の暴治に対しては考察すべきなり。

**広告**〔明治32年5月8日 第五九〇号〕

来る五月十四日より四日の間

菅原町

説教 浄教 寺に於て

二等巡教使 野世溪真了師

**〔移転寺院墓地に窮して遷延す〕**〔明治32年5月8日 第五九〇号〕

本紙社説の如く名古屋市に於ては、一方には道路改修の為に寺院に移転を迫ると共に、他方に於ては新設墓地を許さず。寺と墓地とを離すは檀信の好まざる所共にせんとすれば、地所なく為に移転遅延し居るは止むを得ざる次第なり。諺に、御寺の宿麥へ墓行くといひしも今は……

**広告**〔明治32年5月8日 第五九〇号〕

来ル五月 十三日ヨリ  
十五日マデ

恵灯大師四百回忌法要執行

皆戸町

長徳寺

**仏教者大会懇話席上の奇談**〔明治32年5月15日 第五九一号〕

別項に記せし如く、去る八日より釈尊の降誕会を兼ねて京都に開きたる仏教者の大会には、当市より水野道秀、宮本熊楠の両氏出席されしが、大会後共楽館に開きたる懇話会に於て数氏の演説ありし中にも、当市出席の宮本氏が満場を驚かしたる奇談あり。氏は初めに早川竜介氏が得意然として例の第十三議会に宗教上に関する質問を為したる次第を、演説中斯く拙者が仏教の為に骨を折りたるにも係らず、全国の仏教徒が一人として之れに対し感謝の意を致したる者なしと語りたるを取つて返へし、宮本氏は名古屋に於ては仏教各宗同志者より貴衆両院の議員に向け宗教上に関する意見を敲きたるも、三百の衆議院の代議士中に一人も其の返答を為したる者なしと嘲りたるには、満座思はず眼を早川代議士の顔に注ぎたりとなん。次は宮本氏の演説中、仏教は形体上にある者に非ずと述べ、現に表面斗りを眺め居れば立派であるが、仏教者中の内心を覗ひ度ひ、現に明治廿四年に名古屋に開きたる全国仏教者の大会の際出席者中の一人に、彼の大悪僧黒田精水ありたりと述ぶるや満座啞然たりしと。

**本願寺派別院の中祖忌**〔明治32年5月15日 第五九一号〕

当市の西別院にては、五月中旬に中祖恵灯大師の四百五十回忌を営まるゝ筈なりしも、同派の大法主病氣に付、来る十月に延期さるゝ由、尚ほ同別院にては例年の如く、来る廿一日は宗祖大師の降誕会を盛大に挙行せらるゝ由。

**永平寺の起工式**〔明治32年5月15日 第五九一号〕

宗祖大師六百五十回忌準備として諸堂の再建を企てられし永平寺にては、去十三日起工式を執行せられし由にて、名古屋市よりは吉祥講の諸役員を始め幹事の寺院及信徒三百余名は、去る十日午前一時十分発の列車にて出発し、右再建の棟梁を命せられたる伊藤満作、大工、人足、等五十余名も十一日出発して、右十三日は整肅なる起工式を挙行せらるゝ由にて詳細は次号に報導すべし。

**森田悟由禅師**〔明治32年5月15日 第五九一号〕

森田悟由禅師は去る二日来名、其夜は当市押切町浅井喜一氏方に一泊の上、翌三日より小牧町玉林寺に於て一週間授戒会を執行せられ、それより大本山永平寺に於て、去る十三日仏殿再建の起工式を執行のはづなり。

**名古屋本願寺別院内の宗祖降誕会**〔明治32年5月22日 第五九

二号〕

例年の如く昨廿一日は、同別院内に於て宗祖見真大師の降誕会を

催さるゝ事なるが、同会は総て尚徳会及び同婦人会の催しにて、先づ午前八時より本堂の広椽に仮舞台を設け、之れにて祝儀の舞楽あり。引続き勤行あり、午後は同院の書院にて狂言あり、園遊会は院後の庭園にて山頭に尚徳会幹事五名の飲食店あり。其の他水店、ラムネ、団子、蝶々、売茶、寿司店等数多あり。尚宗祖大師御旧跡に擬したる考案物あり。当日は会員、其の他招待さるゝ者一千三百余名の由なれば、例年の如く賑きほふべきは勿論、終て東郊寸楽にて会員限りの祝宴を催さるゝ由、因に同派にては此の降誕会を年中の祝日とし、京都本山にては恰も大祭礼の如き催しあり。皇族其他を招待さるゝ如き次第にて、既に当地よりも能狂言の招きに応じ、井上菊次郎氏は上京されたり。

**投書箱**〔明治32年5月22日 第五九二号〕

野々部至游師

若し夫れ我が名古屋に在て、僧の僧たる其の人を求めんとせば、我れは松山町安齋院の野々部至游師を推さんとす。師は葉栗郡後飛保村の人なり。天保十一年を以て生れ、嘉永八年名古屋大光院の洞霊和尚に従ひて難髪し、後ちに京師に出で、東西を行脚し、遂に江戸世田ヶ谷豪徳寺の俊竜和尚に随ひ、又は相州に行き、海蔵寺の月潭に就き、再び洞霊和尚に従ひ、立職して信州下伊那郡瀨静寺に住し、転じて今の安齋院に主たり。師が曾て専門支校の教師たりしより、衆徒の教導に一身を任ね、或は私立小学林を建て、或は僧堂を興す等、教育に熱心せらるゝのみならず、布教の

点に於ては、蓋し当国中に、師の右に出づる者無からん。之れ予が、僧の僧たりとして、師が小伝を貴社に投ずる所以なり。

### 愛知吉祥講宿房の入仏式〔明治32年5月22日 第五九二号〕

〔早川見竜氏特報〕 名古屋市に於ける曹洞宗の檀信徒より組織されたる愛知吉祥講は、創立以来七年の星霜を経て、其の講員も今や三千戸に近き程の大団体なるが、年々抽籤にて大本山永平寺の靈場へ参拝する者は、日一日より増加し、為めに参拝人をして宿泊上の不便を感じしむる事は、一方ならざりしを以て、昨年来全講本部役員の斡旋にて祠堂寄付金を募集し、一大宿房を大本山の境内に建設せんと議起り、幾多の苦辛を経て百方尽力したる結果、遂に先月迄に其の工事も竣工せしを以て、去る十一日、遂に其の成工入仏式を挙行されたりしが、今全建物の構造は横十間に奥行き六間、尚ほ仏間は十二畳敷にて三方に壇を設け、正面は本尊仏の御厨子、左右の両壇は祠堂金施主家の零牌安置場にして、仏器法具等より莊嚴道具に到る迄、悉く完備して殆んど一つの寺院にも劣らざる装置なりし、今ま茲に入仏式の概況を記さば、全日午前十一時に達するや、大鐘を合図に大本山の役員を始め一山の僧衆百余名は、各自威儀を具して宿房内の式場に列し、管長森田悟由禅師には大雷鼓を合図に五名の侍者を従へて式場に臨まる。此の時一全最敬礼、夫れより鼓鉢三通、大禅師猊下の拈香法語、献茶湯、普全三拝、夫れより般若心経を誦誦して本尊上供の回向をなし終て、証義續行諷経をなして祠堂靈牌の回向を行ひ、

一全最敬礼をなして式は全く終れり。全日は当名古屋市の議員にして遙るく全式場に参列せし者は百二十余名なりしが、式完結の後ち同講員一全を瑞雲閣へ案内して清齋の饗応ありしが、一全の講員は何れも承陽大師の祖徳に感佩しに隨喜の涙に咽ばざる者は無かりしと云ふ。

### 仏教少年教育会〔明治32年5月22日 第五九二号〕

当市東橋町崇覚寺に於ける仏教少年教育会は、昨廿一日午前九時開会し吉谷覚寿師及住田智見師の講話ありたり。

### 広告〔明治32年5月22日 第五九二号〕

例月十日廿日の両日午後七時より

観音普門品

受持講師 水野道秀師

補教 編孝論

受持講師 早川見竜師

会場は宝町禅芳寺

### 愛知吉祥講の例会〔明治32年5月29日 第五九三号〕

愛知吉祥講の第三号支部なる宝町の禅芳寺にては、過ぎつる廿七日承陽大師の報恩諷経、講員の祖先追福の施餓鬼、尚ほ早川氏の説教を催せし由。

広告〔明治32年5月29日 第五九三号〕

例月十日廿日の両日午後七時より

観音普門品

受持講師 水野道 秀師

補教 編孝論

受持講師 早川見 竜師

会場は宝町 禅芳寺

拙衲儀、此れ迄門前町の大光院に寓居仕居候処、今回都合に依り名古屋市宝町の禅芳寺内へ寓処を転じ候、就ては今後拙衲に対する書簡を始め其の他都ての通信等は、万事禅芳寺へ向け御送送に預り度此段辱知諸君に謹す。

早川 見 竜

広告〔明治32年6月19日 第五九六号〕

○雲照大和尚御来臨

本月二十一日午前八時ヨリ大須宝生院ニ於テ御法話、同日午後一時ヨリ西本願寺別院ニ於テ十善道徳御法話。

付、来ル二十日午後六時笹島御着ニ付会員諸君精々御出迎ヲ

乞フ

広告〔明治32年6月19日 第五九六号〕

当寺前住職土方慶遠儀、久敷病気の処去る十六日死去候付、此段生前辱知諸君に謹告す。

但葬儀は本日（十九日）午前十時執行候也

東桜町浄念寺住職 土方現暉

雲照律師の御来名に付て〔明治32年6月19日 第五九六号〕

北陸御巡教の途次、当市に御留化あらせらるゝ同師には、別項記載の如く大須に御一泊、翌日西別院にて法話せらるゝは、全く真言宗中にて多数の来聴を容るに、会場なきを以て西別院を借用して其の会場に充てられたる者にて、其の御発着并に法話等の時間割は左の如し。尚当日は師団長を始め官吏名譽職紳商を招待せらると、因に本社は和尚の法話を速記せしめて本紙に逐号掲載すべし。

六月廿日午前七時四十五分 加賀金沢発

同 日午後六時五十八分 名古屋着

同 午後七時三十分 宝生院へ

同 時 十善戒御授与

廿一日午前八時 法要修行

同日 九時より 御法話

同日 十一時 浄 齋

同日 日午後一時より 西本願寺別院に於て十善道徳御法話

同日 日午後四時卅八分 御発錫

仏教少年教育会開会〔明治32年6月19日 第五九六号〕

当市東橋町崇覚寺に於ける仏教少年教育会は、昨十八日午前九時



開会し住田智見、中村智眼両師の講話ありたり。

**日蓮上人木像の開帳**〔明治32年7月3日 第五九八号〕

頃日来、東京深川浄心寺に於て開帳中なりし日蓮上人の木像は、去二十日より取崩しに着手せしが、右は名古屋に持込み寺町法華寺に於て、来七月二十五日より向十五日間開帳する為めなり。

又同銅像は去二十日東京を発し、品川海徳寺に一泊、夫より東海道各地を経て陸路名古屋へ伝送する筈なるが、到着の上は種々の宝物と共に衆人の参観に供する由。

**本願寺派取締の再撰**〔明治32年7月3日 第五九八号〕

当教区の同取締は、飯田町円照寺本多静清、菅原町教授寺横井南空の両氏再撰されたり。

**空也説教で立命す**〔明治32年7月3日 第五九八号〕

目下当市に派出中なる西京の空也堂上人は、各所に於て空也念仏を修行せらるゝが右の教化により金剛の信心を決得したりとの投書ありたり。

**広告**〔明治32年7月3日 第五九八号〕

例月十日廿日の両日午後七時より

観音普門品

受持講師 水野道秀師  
補教 編孝論

受持講師 早川見竜師  
会場は宝町禅芳寺

**名古屋の有志高野山に町石を建立す**〔明治32年7月10日 第五九九号〕

昔文永二年、同山遍照光院法主覚上人発願して貴賤道俗を勧発し、十三年を経て建治三年に至り、大塔を中心として一は奥院に至り、一は慈尊院に至る道筋に町率婆都を建立せられたり。今猶存す、其時の御施主は後嵯峨天皇を始め奉り、公卿武家乃至諸国の道俗なりし、茲に又同山恵光院住職近藤本海氏は、文永の芳職を慕ひ不動阪口字文院より山巔に至る百五町の峻阪に町石を建立して、頭には参詣の旅人に便し、幽には亡霊の菩提に資せんと志し発願して、篤信者なる名古屋市富沢町堀田喜兵衛氏及同町榎沢辰造氏等に依て信者を勧発し辛苦経営、爰に年ありしが其効空しからず。本年五月其功を竣へたり。其施主は、

伊藤万蔵 森弥七 大竹久兵衛 堀田喜兵衛 阿部浅七 杉浦  
甲子之助 伊藤七蔵 菱田謙吾 梅沢角造 近藤松兵衛 近藤  
芳三郎 服部実太郎 梅村常助 棚橋半三郎 富田義忠 田宗  
助 吉田丈 伊藤勝右衛門 浅野庄助 松本敏 鈴木仙次郎  
加藤常次郎 服部権九郎



広告〔明治32年7月10日 第五九九号〕

例月十日廿日の両日午後七時より

観音普門品

受持講師 水野道 秀師

補教 編孝論

受持講師 早川見 竜師

会場は宝町 禅芳寺

布教師巡回〔明治32年7月17日 第六〇〇号〕

本日九日、午前十時より三河国西加茂郡高岡村曹洞宗蔵円寺に於て、祈祷大般若転読了て午後一時より布教師石田寅方師二席法話ありたり。又本月十日名古屋市七小町曹洞宗普蔵寺吉祥講第七号会場にて、正午より高祖法恩読経並吉祥講信徒先祖の爲め施餓鬼会挙行、同後二時より説教、前席は鶴成沢英氏、後席には布教師石田寅方師の由。

墓地仕用規則を制定すべし「承前」〔明治32年7月24日 第六〇一号〕

名古屋市の或る地区の如きは、地価一坪に付三十円乃至五十円と唱ふる箇所に墓地に在り。其の墓地に埋葬する埋葬料「か」を聞くに、或は三十銭或は五十銭なる者ありといふ。其の他聞くが俚の実況を報せば、実に意表に出づる者ありと雖も、這は別の問題に属する事として他日に譲らんに、要する所は、寺院管理の墓地

には一定の使用規則なきが爲に、或は習慣なき真宗の墓地に埋葬を爲し、「維新後、土葬を禁したる事ありし時は例外」或は再び新墓地を得難きの規定あるにも似ず、使用料を定めず之れを濫用せしめ、寺院近傍「多くは墓地なり」を屍の捨所と化せしむるは、風致上に將た衛生上に、策の得たる者に非ざるを知るなり。吾人が第一に怪しむは、習慣なき土葬を、併も他宗派の者を埋葬せしむる真宗の寺院にありといふ是れなり。是等の寺院あるが爲に、他の寺院も其の墓地に埋葬を許さざるを得ず。之れ一の申合規則、又は仕用規則の設けなきが爲めならん。

吾人は前段に於て、墓地は寺院維持の財源の一なる事を説けり。故に苟も暴を以てするに非ざる以上は、仮令如何なる事由を口にすと雖も、之れに代ふるべき財源を与ふるに非ざる以上は、人力を以て之れを奪ひ、又は消滅せしむる事能はざるを至当とす。

近来名古屋市内に〇なる者あり。一の共同墓地を設けて、寺院墓地の埋葬を禁せしめんと運動する者あり。是の輩の如きも、或は事由の付すべきありと雖も、元来寺院が其の墓地を軽んじ、敢て歯牙に掛けざるが爲に、遂に不測の災害を蒙る場合なきを保せず、故に宜しく、以上の如き風説あるを機とし、速かに墓地使用規則、又は申合を爲し、以て内地雑居後の外人に対するには如何等の事を、予め一定し置かずんば、或は待遇上に、或は他に、衝突を来す事なしとせず。吾人は左に私案を献ぜん。

一墓地は其の管理寺院の檀信徒にして三十年来其の寺院の維持に尽力したる者は、志納を以て使用する事を得。

一三十年未滿と雖も特に其の寺院を加護したるもの亦同じ。  
 一以上二個の条目を具せざるものにしてその墓地を使用せんとする時は、各寺に制定しある祠堂金を納むるを要す。  
 一習慣を破る埋葬は、官府の命令の外は之れを肯はず。埋葬は必ずその寺院の宗門の儀を以てす。

### 権田僧正の談話〔明治32年7月24日 第六〇一号〕

同僧正が本紙六百号発刊の祝宴に列せられし事は別項に記す所なるが、翌十七日午前袋町延命院に同師を訪ひたるに、師は徐に近來仏教が信仰上に進行するの例証を引き語て曰く、

從來仏教の講義といへば重きを文言上に置き、之れを聞く者は研究的に他の科学と同一視したり。然るに近來は之れに反して研究は變じて信仰となり、独り之れを他の科学と同一視せざるのみならず、之れに由て自れの安心立命を得んとする高尚の位置に進みたり。左ればにや本年の夏期講習会にも幹事の依頼により、各々自宗の経籍を講述し、恰も銘々が本山の講堂に於て講釈すると等しく一宗の旨義を充分に述べ尽したり故に、甲乙宗は或は多少衝突の点なきに非ざるも、是等を決して研究せんとする者なく、之れに由て己れの安心を堅くせんとする者の如きは、從來の聽聞者に於て決して見ざる所にして、近來仏教を聞かんとする者の傾向は前述の如く、全く信仰心を得ん事に汲々たる者の如し。殊に拙僧の毎度赴く所の東京の専門校などにて、從來は演説の席上に拍合せしも、近來は此の風は頓と

止まりたるが如し。此の一例にても仏教が方今の趨勢を察するに足るべし。要する所は、學問的に聞きたる者は醒め易きも、信仰上に染み込みたるは抜け難し。何卒此の風をして進歩せしめたきものなり。

談は種々に枝れたるも、公認教問題に及んで曰く。

公認教の事は、到底仏耶を同等に待遇せざれば、外国人の不平を抱く事なるべし。去り迎政府にても仏教とキリスト教を同等の者なりとは思はざれども、勢い止むを得ざる者あれば、其の処置に苦しめるは察すべきなり。然るに西洋にても、既に仏教を公認教とせんとする迄に進みたる者あり。西洋諸国にても仏教は國家に決して害なき者なりといふ事は認め居る由。此の際に於て、殊に我國に於て仏教のみを公認教とし、他を排せんとするは能はざる所ならん。

談を進めて、寺院が保護を依頼する事に及び、

我が越後の如きは、維新の改革に際して寺院が變動を蒙りたる者なし。ソハ從來越後には朱印地の寺院なる者なく、寺院は全く檀信の帰向により保存し維持し來られたればなり。今日にても新潟県下の寺院にては、万以上の資産を有する者多く、其の他孰れも獨立維持の見込あるを以て、他の救護を乞ひ助勢に依頼せんとする者甚だ稀なり。

因に、師は爾來本社へ特別に寄書せらるゝ事を諾せられたれば、其の寄稿を得ば必ず讀者に紹介すべし。

**本山貫主に昇進**〔明治32年7月24日 第六〇一号〕

当熱田町、時宗円福寺の足利灌柔氏は同宗四条派貫主となりたり。

**特別広告**〔明治32年7月24日 第六〇一号〕

毎月 一六午前七時 四教儀集註開演  
五十年後二時

松山町

安齋院

**永平寺役寮の来名**〔明治32年7月24日 第六〇一号〕

曹洞宗の大本山なる越前の国永平寺の副寺たる諏訪周禪師は、此の程宗用を帯びて来名されたりしが、去る十一日には承陽大師六百五十回大遠忌事務局の愛知支部なる門前町の大光院にて吹原九郎三郎、鈴木総兵衛、森本喜七の三氏を始め外数名の有力なる信徒をよび、夫れくの寺院を招集して永平寺の仏殿再建に関する一場の打合せをされしと云ふ。

**早川見竜氏の病氣**〔明治32年7月24日 第六〇一号〕

同氏は客月以来、肺結核の兆候をよび咽頭カタルにて川原氏の治療を受け引籠り中なるが、当分の中は説教、演説、講義等総べて布教上に関する事は一切謝絶して専ら静養さるゝ筈なりと。

**広告**〔明治32年7月24日 第六〇一号〕

例月十日廿日の両日午後七時より

観音 普門 品

受持講師 水野道秀師

補教 編孝論

受持講師 早川見竜師

会場は宝町 禅芳寺

**広告**〔明治32年7月31日 第六〇二号〕

例月十日廿日の両日午後七時より

観音 普門 品

受持講師 水野道秀師

補教 編孝論

受持講師 早川見竜師

会場は宝町 禅芳寺

**広告**〔明治32年8月7日 第六〇三号〕

毎月 一六午前七時 四教儀集註開演  
五十年後二時

松山町

安齋院

**高田嗣法主の来名**〔明治32年8月14日 第六〇四号〕

去る二日午後四時三十分笹島着にて来名、秋琴楼に一泊ありし

が、当日は同派の門徒は勿論、真宗本願寺派は本山の内命ありて勘定講中及び法中は悉く出迎を為し、大谷派にても四五名あり。其の総数二百余名なりき、之れを拝観せんとて沿道に佇める男女は数千なりけん。偕法主には洋服を召され馬車にて着楼。当日左

の各宗取締等は同様に訪問されしに、法主は面会挨拶ありたり。其の模様は同様の階下奥座敷にテーブルを置き、侍僧一人佇めり。法主は右方の扉を開き侍者を率ゐて来臨せらるる服装はフロックコートにて手に珠数を持たれたり。訪問の寺院等は左の如し。

七ツ寺 宝珠院 阿弥陀寺 延命院 教授寺 浄教寺 安浄寺  
関智運 伊藤栄二郎氏及び中村元亮なりき。

**広告**〔明治32年8月14日 第六〇四号〕

毎月 一六午前七時  
五十午後二時 四教儀集註開演

松山町  
安齋院

**墓地問題愈々市会に出でんとす**〔明治32年8月21日 第六〇五号〕  
吾人が屢々紙上に記して警戒を報じたる墓地問題は、愈々名古屋市の事業として共同墓地の名に於て行はれんとす。過日某の名を以て一の印刷物を配布し、之れを各新聞にも掲げしを以て既に読者の知らるゝ所なるべければ、略するも要は名古屋市の事業として共同墓地を設け、市内の埋葬を禁ぜんとするに在り。墓地を有する者は須らく着目すべき問題の一ツなり。

**仏教少年教育会**〔明治32年8月21日 第六〇五号〕

当市東橋町崇覚寺に於ける仏教少年教育会は、昨廿日午前八時開會し広間隆円、住田智見、水谷魁曜三師の講話ありたり。

**名古屋の長谷川氏、京都の本能寺を買ふ**〔明治32年8月28日 第六〇六号〕

顕本法華宗本能寺は、元治甲子の兵火に罹りしまゝ、今に至るまで飯堂にて再建の運びに至らず、一方には門末の興学布教の事あり旁々経済につき非常に困難し居れるが、昨年六月頃大坂なる伊藤某なる者、同寺の地所五千六百坪を十五万円に買取し、尚ほ三条蹴上に於て移転地を寄付せんと申込み、全寺に於ては余りに旨き事なるにぞ、其後委員を撰みて談判中なりしが、伊藤某の申込は何か怪のありしことにや一向進行せざる中、一方には名古屋の長谷川糺七、東京の早川昇策二氏が全寺の地所四千六百坪を十四万円に買取し、移転地は武徳殿の西方に於て世話すべしとのことにて、竹村藤兵衛氏等も尽力し既に之に決定せしが、移転地は武徳殿の方都合悪かりし為め、更に大仏妙法院裏手新日吉神社の北手に於て東西百二十間、南北百三十間（此内に二十石収米すべき良田あり）の地を斂収し、こゝに移転するとの内談も出来たれば、一方大阪の方は委員に命じて相当埒明をなさしめ、近日其筋に向ひて地所売渡と本山移転の願ひを差出す筈にて、許可のあり次第移転地々均に着手し、本堂は十二間四面を新築し、現今の仮本堂は之に修理を加へ宮殿となす筈なるが、成るべくは十四万円中五

万円の基本金を残し、興学布教其他の費用に充る希望なるも、実際は移転再建までに十二万円内外を要し、残額は二万円許より出ざるべしと。

**広告**〔明治32年8月28日 第六〇六号〕

近藤疎賢 謹告

管長ノ随行説教師ヲ命ゼラレ、山形群馬両県へ赴ク。依テ十一月迄本県ノ布教ヲ謝絶ス。

愛知県寺院信徒各位

**黒田侯爵総見寺に参詣す**〔明治32年8月28日 第六〇六号〕

去る廿一日、帰京の途次に來名、秋琴楼に投宿されたる同侯には、同夜は沖知事の招きにより同邸に赴かれ、翌朝市内二三の骨董店を廻り、午前十時より同寺に参詣し豊公并に織田公に關係ある宝物を一覧されしが、其の次第は初め仏前に焼香参拝し織田三公（信長、信雄、信忠）の靈牌を始め信長公の木像を拝み、次に清洲城の壁画を始め同寺靈宝中の両公等に関係ある物を覽、其中にて四点は随従者をして筆写せしめられたり。尚ほ同寺伝来の織田家の大系図は余程御意に入りしと見え、大卷なるを数回繰り返し熟覽され、尚ほ該品は帰京の上に、或は借覽又は写を乞ふ事あらんも知れず。其の際は取り斗ひ呉れと懇望され、正午旅館に歸られたり。

**広告**〔明治32年8月28日 第六〇六号〕

例月十日廿日の両日午後七時より

観音普門品

受持講師 水野道秀師

補教 編孝論

受持講師 早川見竜師

会場は宝町禅芳寺

**広告**〔明治32年8月28日 第六〇六号〕

毎月一六午七時  
五十年後二時 四教儀集註開演

松山町

安齋院

**紀念碑**〔明治32年9月11日 第六〇八号〕

熱田町幟屋浄土宗誓願寺は、大永五年織田信秀の創建にして、信長、秀次、家康、光義の諸公尊信浅からざりし等なるが、境内本堂の西の方二間余の池ありて、久安三年四月八日源右府頼朝公の誕生の旧跡なるに係らず、雑草繁茂し不潔名状すべからざるを以て、同町の有志者は大に之が廢頽が慨し、普く義金を募り該地を宏壯なる紀念碑を建設し以て古英雄の神靈を長く地で冥せしめんと専ら計画中なり。

永平寺貫主の御来名〔明治32年9月18日 第六〇九号〕  
勅賜性悔慈船禪師には別項広告の如く、今十八日御来名大光院に於て愛知吉祥講の為に法会を親修せらる。

尾張大谷派の寺院及門末大に動かんとす〔明治32年9月18日 第六〇九号〕

真宗大谷派本願寺にては、彼の巢鴨檻獄署の教誨師事件より大に仏教の前途を患ひ、仏教は政府に於て之れを取締れとも、其の取締につき一の法律あるなく時の政府の役員が任意を以て達令を下すに過ぎざれば、斯る如きは法治国民の甘諾すべき者に非ざるのみならず、為に巢鴨檻獄の教誨師事件の如き不都合を生ずるに至るなり。去れば予め政府の役員をして恣の達令を出し、勝手気儘の処置を為さしめざらん事を期せざる可らず。若しも仏教にして一の法律あり。而して其の下に支配せらるゝ者とせば、政府も専恣の処置を為すを得ずして仏教者其の者も安んじて其の下に弘教する事を得可きなり故に、是非に此の仏教には一の法律「仏教法」を設け、法治国に在る仏教は公法人団とし、政府も歴史上之れを保護し、其の自治を公認せしめざる可らずとて、遂に公認教設立「此の公認教云云は即ち仏教をして公けの団体と公認するの意」問題の始めとなりける。偕之れに引き継ぎ、仏教各宗に於ても其の必要を認め各宗各派相提携して同じく仏教法を設けしめん事に尽力したり。之れを各宗管長会議の結果とす。既に其の法案として各宗の委員より提出したる者は能仁にも掲げしが、政府に

於ては尚遲疑逡巡或は一面に外教者を憚り、或は情弊に絆され勇進敢決の氣に乏しきやは全国仏教徒の共に憂ふる所なるが、爰に尾張国大谷派の末派寺院等に於ては本年二月下賜の同派法主の親言に基き、其の他特別教務局の達令に従ひ、愈々一大氣焰を吐かんと、去る十日当市の大谷派別院に国役「組長視察教務員」一百余名の大集会を催されたり。元来大谷派にては、右の問題に關しては地方交渉委員なる者三名あり。「前田学、富貴原昇道、堀田諦忍の三氏」之れと補助員十八名と相合し、国役會議を開きたるの結果として同問題に關する事は之れを補助員以上に托するとし、共に相携へて運動せん事を決せられたれば、愈々秋高く馬肥ゆ尾張の野に一大活劇を見るは近きにあらんか。

半僧坊の祭典〔明治32年9月18日 第六〇九号〕  
当市南大津町同所にては、昨日より例年の祭典を行ひたり。

仏教少年教育会の開会〔明治32年9月18日 第六〇九号〕  
当市東橋町崇覚寺に於ける仏教少年教育会は、昨十七日午前九時開会し南条文雄師、住田智見師の講話ありたり。

清洲城趾保存会発企諸氏の集會 去る十五日、当市に於て清洲城趾保存会設立発企の諸氏は集會を催し、同跡保存に關する協議ありしが、先づ第一着として既に御料局より清洲町へ依托されたる城跡をして、永久に其の形跡を失はざる方法、第二周囲の地区を取り扱め樹木を植え風致を添え社頭を建て、信長公の靈を祭る



事等にして、其の発企者は同町の豪家竹田氏、林氏「日本陣」を始め有力なる人々のみにして、名古屋にては横三蔵町の右の竹田氏通所を以て事務所に宛てられたり。

### 尾張大谷派及び曹洞宗の運動〔明治32年9月25日 第六一〇号〕

同上の政教問題に付ては、最も熱心なるは大谷派及び曹洞宗にして「他派として決して冷澹なるに非ず、主働と客働との差あるも進退は同一なり。」愈々来る十月初旬より大気焔を吐き大運動に着せらるゝ筈なるが、其の運動及び気焔の吐き塩梅は今日に於て公言し難き者あるも、〇〇〇〇の大合同〇〇〇〇〇〇の大計画は既に準備は整備し居れり。

### 大光院僧堂の振起〔明治32年9月25日 第六一〇号〕

当市門前町大光院に開かれつゝある曹洞宗認可僧堂に於ては、去る十五日より一大改良を加へ、規矩を勵行し朝暮専ら參禅学道を主とし、傍ら仏典祖録を兼修せしめ着実に禅僧を接得し祖道の振起を永遠に謀らるゝ由。因に朝暮の垂示、接得、独參は院主竜桑巖老師自ら其の任に當り、又単頭并に講師は山田祖学氏、常在勤務毎日午前七時より宗乘講義、午後二時より余乘講義、每一六日詩文并弁才の講究あり。尚來十月十五日迄は十名を限り雲衲の掛錫を許さるゝ由。

### 永平寺參詣〔明治32年9月25日 第六一〇号〕

別項広告の祖師忌には、当市より吉祥講員を始め四五百名參詣の筈なるが、幸に汽車も全通し居る事として二十三四日より出發者多かるべしとの事。

### 説教〔明治32年9月25日 第六一〇号〕

南久屋町誓願寺にて、本月二十四日より全二十六日まで三日間元笠松誓願寺住職木村実榮師の説教を修行。

### 広告〔明治32年10月2日 第六一一号〕

例月十日廿日の両日午後七時より

観音普門品

受持講師 水野道秀師

補教編孝論

受持講師 早川見竜師

会場は宝町禅芳寺

### 広告〔明治32年10月2日 第六一一号〕

毎月一六午前七時  
五十年後二時 四教儀集註開演

松山町

安齋院



広告〔明治32年10月2日 第六一一号〕

仏教忠魂祠堂は報国尽忠死者の英魂を弔祭する祠堂にして、之れが建設費の募集に關しては既に官庁の許可を得、今回左之三名を以て勸募委員に任命致候間、他日各位へ淨財喜捨を願出候節は、何卒応分の義捐被成下度、此段一般の有志各位へ謹告仕候也。

勸募委員 吉水順栄

全 服部 穩誠

全 讚岐 貫我

猶世人を瞞着する悪漢者と見別する為、勸募員には徽章を佩用せしめ、事務長の証明書を持參為致可申候間御注意被下度為念申添候。

名古屋市車道町一丁目一番地

仏教忠魂祠堂

建設事務所

広告〔明治32年10月9日 第六一二号〕

雲照律師御発着日時

十月十三日午前十一時十二分 京都七条御発車

全 午後四時三十二分 名古屋御着

全 六時 全所ヨリ腕車ニテ八事山へ

全時 本堂御拝了

一同 御挨拶

御宿坊へ(念仏堂)

十四日午前九時ヨリ

八事山開基瑞竜院殿二百回忌御法要

全 午後一時ヨリ

十善戒御授与御法話

十五日午前七時 御出門

八時三十分 山田もと方工

九時 正齋御供養

名古屋御発乘

三河安城下乘

以上

十善会愛知支会

酒井恵遂氏の病状〔明治32年10月9日 第六一二号〕

当市総見寺住なる同氏には、去月廿五日胃病を以て入院せられしが、兎角輕快の模様なく自坊に帰り療養中なり。

西本願寺大門主の御来名〔明治32年10月16日 第六一三号〕

当市西別院にては、中祖大師の四百年忌を営む為に、本年の春より堂宇の修繕其他に着手中なりしが、大門主の御病氣其他にて延引になり居りし同大法要は、愈々来る廿一日より大門主の御下向御親修せらるゝ事となり。目下諸講中は昼夜に掛けて準備に忙はしければ、其法要は最も盛大なる事なるべきなり。

雲照律師の御法話□□は、別項広告の如く十六日までと延引されしが、右は御来錫以来帰仰の信徒の懇請により、斯くも延日せられたる者にて、八事山の参詣は頗る多く法徳の高き律師も御満足の御容子なり。詳細は次号に。

**雲照律師の御来名**〔明治32年10月16日 第六一三三号〕

去る十三日午後、予定の通り（汽車延着）の列車にて御来名、名古屋停車場上等待合室にて御休憩あり。直ちに八事山に御発車、当日の御出迎人は西川代議士を始め僧俗廿余名、御随行は三名にて、八事山主の先導にて同山へ向け赴かせられしが、途中御送り申上げたる者は数名あり。中村元亮も東田町端迄御見送を致せり。

**村雲尼公の御来名**〔明治32年10月16日 第六一三三号〕

瑞竜寺の宮には、来る十九日より当市橘町妙善寺へ御来錫、廿五日まで御親教あり。尚同時に七面天女の遷座式を行ふ由。

**曹洞宗陸鉞巖師の支那印度行**〔明治32年10月23日 第六一四号〕

師は同宗本山の命を受け渡台已来茲に四ヶ年、新領土に在て日夜布教に軼掌し諸般の事大に其緒に就きしかは、今回更に宗教視察の爲め同地より先づ厦門へ渡り、それより泉州、漳州、福州、香港、広東等即南部支那より（都合によりては先づ印度へ向ふ）進で印度錫蘭島へ航し、更に其内地へ入り仏蹟を参拝し、帰路緬甸暹羅へ入り、再び台湾へ還へらるゝは来年の都合にて、其出発は本月中の由。壮挙と謂ふ可し。

**臨時招魂祭に於ける各宗の読経**〔明治32年10月30日 第六一五号〕

去る廿五六の両日、名古屋市中に於て行はれたる臨時招魂祭場に於

て、二十六日午前八時より仏教各宗は祭殿に於て読経を行ひたり。今其の概要を記さば、初めに浄土宗西山派、曹洞宗、真言宗、真宗、臨済宗、浄土宗、天台宗、東春仏教会等の順序なりしが、殊に前臨済管長今川貞山師の来臨あり。徳源寺老主神谷大周上人の導師たるあり。参拝遺族者中には珠数を手にし感涙したる者あり。当日最も斡旋せられたるは、高岡亮音氏の各宗を代表せられたるあり。横井七ツ寺住職種々配慮ありたるあり。水野道秀氏は臨済宗に加はりて読経せらる。又各宗等にて斡旋せられたる人名等は次号に載すべし。

**広告**〔明治32年10月30日 第六一五号〕

仏教忠魂祠堂は報国尽忠死者の英魂を弔祭する祠堂にして、之れが建設費の募集に關しては既に官庁の許可を得、今回左之三名を以て勸募委員に任命致候間、他日各位へ浄財喜捨を願出候節は、何卒応分の義捐被成下度、此段一般の有志各位へ謹告仕候也。

勸募委員 吉 水 順 栄

同 服 部 穩 誠

同 吉 水 徳 成

猶世人を瞞着する悪漢者と見別する為、勸募員には徽章を佩用せしめ、事務長の証明書を持參為致可申候間御注意被下度為念申添候。

名古屋市車道町一丁目一番地

仏 教 忠 魂 祠 堂

廣告〔明治32年11月6日 第六一六号〕

越中国黒瀬谷本山本法寺 長八尺三寸幅  
廿二幅各 四尺五寸五分  
什宝法華經全部画像開扉

名 古 屋 市 小 川 町

十一月三日ヨリ七日間 妙 本 寺 二 於 テ

右画像ハ、今ヲ去ルコト五百七十余年前即チ 後醍醐天皇ノ御宇、嘉暦元年越中国射水郡放生津浦（今ハ新湊町ト云フ）ノ海中ヨリ出現セシ古今稀有ノ靈宝ニシテ、其ノ画像タルヤ色彩神異丹青非凡仏菩薩ノ尊容等総テ生クルカ如ク、世界絶無ノ妙書（不幸ニシテ、後年一軸ヲ失フ。延宝年中富山城主松平利之公狩野某ニ囑シテ、其ノ欠ヲ補ハシム）ナリ。方今美術大ニ開ケ斯道ノ達者亦タ尠ナカラズト雖モ、未ダ筆者ノ年代ヲ詳ニスルモノ無シト云フテ以テモ略ボ天下ノ逸品タルヲ証ス可シ。此度巡回ノ途次、当寺ニ於テ前記七日間ヲ期シ開扉セラル、ニ依リ、公衆ヲシテ坐テ絶代ノ重宝ヲ拝覽スルノ僥倖ヲ分タントス。幸ニ之ノ好機ヲ失フコト勿レ。

妙 本 寺

世 話 方

一六号〕

目下当市小川町妙本寺にて開帳中の法華經画の小縁起は、次の如し。抑々人皇九十五代 後醍醐天皇の御宇正中二年夏の初より嘉暦元年の正月に至るまで、当国射水郡放生津浦（今は新湊町と云ふ）なる蒼海に夜毎光明をはつし、波も紅みに染渡り。漁人網を引に一魚をも獲ず。就中此地は田畑稀にして昼夜すなだりを活計とせり。かくて半年を過れば、浦人飢て他郷に移転する者おほし。是故に該事を官に愁訴す。吏あやしみ浦長大工屋喜平（今は大井清平と云ふ）に命じ、大網を設けて光りを探らしむるに、一奇物をゐたり。其形貌団々たる浮木に海藻をひしげり、群貝よりつき波底にあること幾久し、是を打くだきて窺ふに、二十二幅の巻ものあり。其時の領主富崎城の神保安芸守に是を呈す。城主ひらき見たまふに、仏菩薩の瑞嚴なる尊貌、或は人天渴仰の体が惣して、三善三悪六凡四聖の容体寔に生けるが如く自然天成にや玄妙神異非凡のものなり。何の世いかなる国より来りけん、不可思議なり。蓋し仏画ともしられずとて、当時領主より内外有識にたづね求られしに、更に答ふるものなし。爰に我寺の日順法印は博学の聞多有りければ、則召して問れしに、法印一見して恭敬禮拜し殆ど真仏に値ひ奉るが如く稍少々ありて答へらるゝ様、是は本師釈迦如来天竺靈鷲山において説せ玉ふ法華經二処三会開導の尊貌なり。故に此尊貌を親く拝し奉れば、則仏在世に生るゝに異ならず。靈山の一会につらなり真仏の御口より金典一部を聴聞し奉

る心地して、歡喜身にあまり覚いし落涙せり。城主之をきゝて共に感嘆せられ、即座より法印を請して其所以を聞かれし事三年におよび、是に因て信伏随従し、終に法華經受持の行者になられしとなん。又此曼陀羅を日順にたまふ、法印永く当山の宝庫に蔵め重宝となせり。日順法印は越の後州本門道場の根本長久山本成寺二祖日印聖人の弟子となり、末山とはなれり。抑此法華經は諸仏出世の本懐一切衆生皆成仏の直道なり。彼の五逆の提婆は天王如来の記別を蒙り、八歳の童女は南方無垢の成道を唱ふ。一念信解の妙徳は五波羅密の行に超え、五十展転の随喜は八十年の布施を過たりと。今此經を拜するなど盲亀浮木の僥倖と云べし、仮令一文不通の者たりとも一度拝し奉れば、求めずして二処三会の座にのぼり歩まずして靈山に到る。況や信心渴仰の者に於てをや感応虚しからず、利益豈唐捐ならん。苟も信心有志輩は誰か拝礼随喜せざらん。今此小伝略して告る事爾り。因に同本法寺は旧有栖川宮御祈願所なりとぞ。

### 熱田大薬師不動院〔明治32年11月6日 第六二六号〕

熱田大薬師不動院は有名なる行基の作弘法の作を安置せる著名の寺院にして、元は神宮境内に在りしは人の知る所なるが、今回内務省よりも国宝の資格ある者として保存金さへ下賜さるゝといふ程なるより、仮堂宇ながらも屋根は小貝□三郎、見谷鉦三郎氏より□換せられ、有志者より大般若經の寄進あり。又名古屋株式取引所仲買人佐藤甚造氏發起となり、六十余の畳換を寄付せられし

より、去る廿二日に大般若經の紐解を為し、各施主の為祈禱ありし。

### 酒井惠遂氏逝く〔明治32年11月13日 第六一七号〕

当市臨濟宗総見寺住職酒井惠遂氏は曾て胃を患ひ居られしが、薬石効なく去る四日入寂せらる。氏は維新後寺門廃退の際殊に破滅せられたる総見寺を承けて之れを再興し、本堂庫裡の新築を完ふし、出でゝは愛知仏教会の監督となり、各宗合議所の事務に預りて重きに任じ、育兒院の理事となり、其の他凡そ市内に於ける各宗合同の事業は、一に氏の手を煩はさゝるはなし。故に官に在ても寺院行政の事は一に氏に托して理せしめたるは、以て其の一斑を知るに足るべし。今や逝く惜い哉。嗚呼一片の吊辞は永く教界の一灯を失ひたるの涙ならんとは。

### 広告〔明治32年11月13日 第六一七号〕

私事愛知病院へ入院中は、各信徒諸君より御見舞に預り、御懇情の段難有本謝候、就ては疾患も漸く軽快を告げ、一と先づ退院仕候条是又併せて謹告候。

宝町禅芳寺内寓居

早川 見竜

### 社寺に警告す〔明治32年11月20日 第六一八号〕

吾人は、過日当市の各新聞紙に、裏門前町万松寺の住職吉川義道

氏が、道路取締規則違反の罪により、科料に処せられたりとの報道ありしより、頗る吉川氏の挙動を訝り、道路規則の如何なる点に触れしかを問はん為、殊に同寺を訪ひ吉川氏に面談したり。然るに吉川氏は、既に該科料の処分は不服なるを以て、弁護士美濃部貞亮氏を以て、正式裁判を仰ぐ事したりと語られしを以て、其の正邪は、公明なる裁判の判決を以て決定せらるべければ、其の曲直は今之れを言はず、否之れを論弁する事能はざるなり。然れども其の事実に就て、将来社寺に於て、大に注意すべきの廉を發見したり。故に予め之れを警告せんとす。

抑も今回吉川氏が、道路規則の違反と認められたる事件は、同寺の北裏なる、尾張藩祖徳川源敬公の夫人桃源院殿の墓所（一に御靈屋と称し又は観音堂と呼ぶ）に通ずる參堂を設けんが為に、同寺の裏手なる扣家二軒を立ち退かしめ、之れを毀ち同寺と廟所とを接続せしめんとしたるにあり。最も二軒の家屋をさへ取り毀たば、廟所へ通ずる間の今は、一般に通行を為し居る廟前の地も同寺の所有なれば、其の間をして一般人の通行を為さしめず、単に同寺より廟所に至る參道にのみにせんとて、其の左右に板囲を為さんとしたるにあり。之れに付き苦情を訴ふる者は、従前より廟前を通行したる廟の東西にある数件と併せて其の近傍十九軒なりとか、今吾人は吉川氏に聞き得たる俚を記さんに該工事を為さんとしたるに付き、去月三十日を以て左の届書を差出したるも、其の筋にては敢て関する所に非ずとして受理せられざりしと。

#### 板囲設立御届

〔能仁新報〕よりみた名古屋の仏教（七）

名古屋市裏門前町

曹洞宗 万 松 寺

当寺所有名古屋市裏門前町一丁目市街宅地五十二番地内を通過し徳川靈屋に至る一条の便路を相付候に付、同靈屋の前左右板囲致候間此段御届仕候也。

右 万 松 寺 住 職

明治三十二年十月三十日 吉川 義 道<sup>㊦</sup>

名古屋市門前町警察署長

市 原 求 仁 殿

理 由 書

一右靈屋は旧尾張藩主徳川家建立に係る従来万松寺境内に設立し靈屋に属する敷地東西二十五間南北二十三間周囲二間中の堀ありて巨大莊嚴の結構に候処、維新已後明治十八年頃より漸次地面を變更し、当寺墓地より靈屋に至る道路は官有となり、道路左右他人の所有家屋を併立す。依て当寺より靈屋へ毎日読経回向を修行し、且香花等を送供するに他の店前きを通過せざるを得ず。仍て自然靈屋に対し不敬の恐あり、毎日の事としては甚不便の状態実に難忍次第に付、不得已今回当寺所有家屋二戸を取払ひ、当寺境内地続きに靈屋に至る便路を相付可申事に候、而して一面には旧觀を追想し、靈屋の尊嚴を保維し、寺門取締上大に關係する儀に御坐候条、事情御洞察の程謹で相願候也。

然るに他方に於ては、其の工事を停止されん事を出訴するより、

遂に警官の関渉する所となりしより、更に四日に出現し事由を陳弁し工事継続の事を以てしたる大要は、左の如しと。

御 屈

名古屋市裏門前町一丁目

曹洞宗 万 松 寺

当寺所有名古屋市裏門前町一丁目市街宅地五十二番地内則ち靈屋の前当寺所有家屋二戸を取毀ち、当寺より靈屋に至る一条の便路を相付け度候に付、同靈屋の板囲致候間此段御届仕候也。

副申 去る三十日別紙板囲設立御届書進達仕候処、翌日三十

一日御下戻し相成候。然るに、本日御巡視の方より御沙汰の

次第も有之候に付、更に御届仕候儀に御坐候

右 万 松 寺 住 職

明治三十二年十一月四日 吉川 義 道<sup>㊦</sup>

名古屋市門前町警察署長

市 原 求 仁 殿

所有宅地内工事の儀に付申請

名古屋市裏門前町

曹洞宗 万 松 寺

当寺所有名古屋市裏門前町一丁目市街宅地五十二番地四百九十七坪五合三夕の内、則ち徳川家靈屋の前今般当寺所有家屋二戸を取毀ち、当寺境内より同靈屋に至る一条の便路を相付け可申義に候処、右の場所は是迄建物致し居らざる為め、自然道路の姿に相見へ候に付、為念去る十月三十日相届申上候処、翌三十

一日書面御差戻しに相成其節御口達に、本件は一時の事にあらざ、本署の管理すべき限りにあらざるもの、如し御示し相成候。依て当寺に於ては、私有宅地を便宜使用するに別段差支無

之ものと相信し、去る十一月一日より工事に取係り申候処、昨

四日突然工事取払の御命示を蒙りしを以て、同日更に御届申上

候処御採理無之又書面御下戻しに相成候、右は先の届出の手續不

完全にして事実不明の廉あるが為めならんかと存候に付、更に

上陳仕候。抑今回工事を施す地所の性質は、従来道路と称すべ

き地目無之、全く自己所有宅地にして地租を納めつゝある地所

に相違無之候、乍去仮令私有宅地と雖も将来道路に使用する義

に候得ば、其取締上何等の御指示を仰くべきは当然の義に候得

共、依然宅地として据置く義に御座候間、右の事実御取調の未

へ工事御停止無之様致度、茲に別紙図面相添へ此段申請仕候也

右 万 松 寺 住 職

明治三十二年十一月六日 吉川 義 道<sup>㊦</sup>

名古屋市門前町警察署長

市 原 求 仁 殿

然るに、尚ほ工事を継続せんとならば処分もある可しとの注意なりしも、廟前の井戸を濪へ井桁を取付くる等を為せしに、六日を以て道路規則違反として罰金に処せられたり。右は単に聞き得たる事実なるも、抑も吾人は大に、

社寺に向つて警告せんとする者は他なし

将来斯る事件は、必ず社寺の間に発生すべきを疑はざればなり。



先づ例せば大須観音の如く、七ツ寺の如きは更に四周に垣牆なし。一般の交通自在にして昼夜之れを恣にす。若しも此の二寺にして一朝四周に垣牆を設げんか、必ずや之れが為に從來自由を得し人民に在ては、其の不自由を訴ふるなるべし。其他七ツ寺を通じし古郷町に至る西別院の境内の如く、栄国寺の如く、東別院の如く、高岳院の如く、春日神社の如きは其の通行者の必ず参拝者にもみ限らざるは仏前神前を素通りして知らぬ顔の八百なるは、吾人の認めて以て一般の通行人とする所なり。其他枚挙に遑あらざる社寺境内の通行は、今回の万松寺事件を始めとし将来に考究すべき問題なりとす。殊に

警告すべきは、

仮令違警罪にせよ、反則の罪人となるに於ては、教職其の者の甘諾すべき事に非ず。克々寺門の為に将来の事を考へ、他日に失態無らん事を講じ置くべきなり。(元亮)

### 総見寺住職酒井惠遂氏の葬儀〔明治32年11月20日 第六一八号〕

同氏示寂の事は前号にも記したるが、「四日示寂、八日密葬」十二日午前十一時より本葬を同寺に於て挙行せられたり。当日は徳源寺老師は正導師を、協導師には政秀寺と相州の清見寺之れを務められ、各宗よりは取締の外にも尚ほ数名諷経あり。会葬者四百余名にて非常の雑沓を極めり。式中に曹洞宗の平野大仙氏は各宗取締を代表し、広間隆円氏は愛知仏教会を代表し、又一己人としては細野氏の吊文ありたり。又同宗管長の吊詞等は左に之れを掲

ぐ。

尾張国本派一等地総見寺住職

故 酒 井 惠 遂

多年我仏教拡張に尽瘁し、信徒を提撕して其気格を昂騰せしめ派内の要務を処理するに当りては、常に苦心勉焉し画策献替する所ありて其功労些なしとせず。殊に寺門を経営し維持の方途を建設するに於て、悉すべく住職の本分を全くせり。今や溘焉として化を他界に臨む。哀悼何ぞ止ん。爰に別紙目録の通香資を寄贈し、追吊の儀を表修す尚饗。

明治三十二年十一月十二日

妙心寺派管長 小林 宗 補

甲 詞

維時明治卅二年十一月十二日不肖等、故酒井惠遂師の柩前に致す。惟ふに師は天資英邁器宇軒昂常に護法心に富み、曩きに殿堂の改造を為し、加之該宗取締として仏教各宗の事業に尽瘁精勵せらる。其功績少からず、夫れ良玉堅らず芝蘭瘁へ易しと、師は未だ春秋高からず不幸にして病魔の犯す所となり、涅槃の雲に隠る。嗚呼悲哉我仏教社会は事業多端前途遼遠の今日、師の如き俊才を失ふ。洵とに痛悼に堪へざるなり。然りと雖とも師が仏教に尽されたる殊功偉績は千歳に朽ちざるなり。嗚呼護法扶宗師の如きは真に宗教家の龜鑑と云べし。本日各宗取締を代表し、謹て鄙辞を陳して弔詞となす。

維時明治卅二年十一月十二日



各宗取締代表者

曹洞宗務支局

教導副取締 平野 大仙

愛知仏教会監督酒井恵遂師示寂せらる。師は明治廿三年本会創立以来監督の任に在り。能く当事者と協力し、十有年の久しき本会をして遂に全国に其の名を知らしむるに至れり。抑も事業に隆衰ありと雖も、本会をして爰に至らしめし者は、一に師の力に由らずんばあらず。今や其の寿を全くせずして遷化せらる。豈に痛歎に堪ゆべけんや。不肖隆円本会を代表し一言以て吊辞を述ふ。

愛知仏教会代表者

明治三十二年十一月十二日 広間 隆円

吊詞

世皆無常会者必有離勿懷憂惱世相如是噫誠哉言也朝競功利夕張声譽斯須變遷終歸寥落之境者比々皆然矣夫惟 前妙心当山十五世修道遂大禪師結生縁於金華西麓大垣幼従一色氏長入価門天資曠達不拘細行快活壯語接人淳厚後投良師會下究臨濟妙旨広通内外二典普馳無味法門明治十三年十月二月住当山繼星嶽先師後大興山門哀態終為本宗取締而督県下寺院久執各宗牛耳而振法門委微内則監土木而改造本堂新築庫院山門風致一無不整備外則通真俗而広化群衆可謂僧中僧積門棟梁矣  
然明治三十有二年十一月初四日四十有九為一期為物示寂入大般涅槃親俗哭而烈胸法徒悲而湿衣草木垂枝葉表悵悵意鳥獸収翅迭

述惜惋情天寂々無光風寥寥莫音嗚呼生而影雖与師形相依死而魂不与吾夢相接唯望師傷懷淚有隕如瀉嗚呼言有窮而情不可終師其知邪謹綴蕪言吊意云

維時明治三十有二年十一月十有二日

親友 細野 棗 齋

尚ほ当日清見寺坂上師の偈并に初七日の偈は左の如くにして、初七日には坂上氏導師を務められたり。

点 茶

泰平賊乱世英雄、明暗機先建法幢、遂得功名何処去、雨余霜葉一重紅、

新示寂

如上葛藤者前住妙心当山修道遂大和尚禪師平生受用三昧也即今無一物酬法受何故 喫茶且座下載清風

初七日忌

生死岸頭留不留、涅槃一路任閑遊、誰家玉笛思難遣、過雁声寒落葉秋、

以何為驗

有意氣時添意氣不風流処也風流

廣告 (明治32年11月20日 第六一八号)

酒井恵遂葬儀之際ハ御多忙中ニモ不拘、御会葬ニ預リ難有、乍略儀以紙上此段御厚礼申上候也。

裏門前町総見寺副住職

十一月十四日 安田文達

大日本仏教青年会の秋期大演説〔明治32年11月20日 第六一八号〕

全会にては、去る十三日午後六時より当市本重町の新守座に於て秋期大演説会を催せしが、其の出席弁師は近藤疎賢、早川見竜、広間隆円、丹羽円定、松本愛鶯の諸氏を始め外数名の人々なりし、聴衆は何時に変らず満場にて轟々たる拍手の間に迎へられて交も登壇し、各熱心に抱負の説を敷衍し満場轟くばかりの歎呼声裡に無事閉会を告げたるは午後十時三十分頃なりしとぞ。

青年徳義会の例会〔明治32年11月20日 第六一八号〕

当市東袋町の教泉寺に設立されたる仏教主義の全会にて、来る廿二日午後七時より其の例会を催す筈なるが、当夜は広間隆円氏が仏教或問、早川見竜氏が原人論、太田元遵氏が維摩経を何れも通俗平易を主として講述さるゝ由、又た廿日午後七時より宝町の禅芳寺にて早川氏が輔教編、孝論を講述さるゝと云ふ。因みに記す、全氏が此れまで講じ来られたる孝論の講義も今晚を以て完結に至りたるを以て、来月十日よりは永平家訓の講義に取代へ、曹洞宗的の宗意安心を専ら鼓吹さるゝ筈なりと云ふ。

忠魂祠堂の建設に就て〔明治32年11月20日 第六一八号〕

仏教忠魂祠堂は、廿七八年の役に於て戦死病没せしもの、英霊を仏教式に依て弔祭し、永く忠勇の功を頌し長時に英魂を慰し、且

つ国家の元気を倍増せんが為め常に仏教各宗高僧の軍隊布教を為す道場に供するものにして、既に其筋の認可を得て各師団各軍港に二ヶ所宛該祠堂を建設することゝなれり。東京、仙台、広島、松山、小倉の如きは全く竣功を告げ、金沢、熊本、大坂等に於ては不日完成せんとする迄に運びたりと云ふ。是れ皆地方豪家縉紳を始め、洽く有志者の賛助を得たるの結果に外ならず。爰に我第三師管区に於ける忠魂祠堂の如きも、当市車道町一丁目に於て建設することゝなり。既に工事に着手し、係員は汲々として之れが経営を画策しつゝあり。畏くも 小松宮参謀総長殿下は此盛挙を感賞あらせられ、忠魂祠堂の四大文字の額を下賜し玉ひ、其他師団長を始め軍人豪家等の賛襄を表せられしもの夥多あり。右に對する勸募の事は本日の広告欄にあれば熟覧の上賛成の有志は此際奮て義捐を為し、此盛挙を速成せしめられよ。

広告〔明治32年11月20日 第六一八号〕

仏教忠魂祠堂ハ、廿七八年ノ後戦死病没ノ英魂ヲ弔祭スル祠堂ニシテ、之レガ建設費ノ募集ニ関シテハ既ニ官庁ノ許可ヲ得タルヲ以テ、他日各位ヘ淨財喜捨ヲ願出候節ハ何卒応分ノ義捐成下サレ度、此段有志諸君ヘ謹告仕候也。

尚眞偽ヲ別ンガ為、勸募員ニハ標章ヲ佩用セシメ、事務長ノ証明書ヲ携帯セシム。且ツ御寄付ノ際ハ仮領収証ヲ呈シ置キ、十日以内二本領収証ヲ発ス。三十日以内本領収証ヲ発セザル時ハ、直ニ事務所ヘ督促相成度此段念ノ為申添候也。

名古屋市車道町一丁目一番地

仏教忠魂祠堂

建設事務所

〔愛知県曹洞宗第一号支局会議（明治32年11月27日 第六一九号）〕

愛知県曹洞宗第一号支局会議は、来る一日より開会の筈なるが、右は次年度の予算を定むる件其他なりといふ。

〔全国宝物調査員の出張（明治32年11月27日 第六一九号）〕

去る廿三日より当市七ツ寺へ内務省技師小杉温村、川崎千虎の諸氏出張ありしが、右は同寺所蔵の古写大蔵経は希有の珍品なるより取調の為に出張されし者にて、或は国宝の部に編入さるべきやの見込なる由。兎に角当市に斯る貴重品のあるは慶すべき事なれば、何卒保存の方法を講じ度きものなり。

七ツ寺の什宝と建築（明治32年11月27日 第六一九号）

同寺所蔵の大蔵経は前項の如くなるが、今尚ほ同寺の什宝其他を記さば、

本尊并に脇土 宝物鑑査状付

一千百六十九年前行基菩薩付

本堂 須弥壇 同上

凡七百年前安元年中萱津に建立後清洲に移し、再び名古屋に移す。

三重塔

尾州徳川二世瑞竜院殿元禄六年建立

其他什宝多けれども略す。

〔服部僧正の来名（明治32年12月4日 第六二〇号）〕

去る二十七日午後一時より、当市南鍛冶屋町万福院に豊山化主代理として服部杲賞僧正来名し説教ありたり。

酒井恵遂氏小伝（明治32年12月4日 第六二〇号）

総見寺住職たりし同氏示寂の事は前号等に記せしが、氏が名古屋に在て仏教上に尽されし功勞の多きは人の知る所なれば、贅せざるも左に氏の小伝を録して読者に紹介す。

酒井恵遂氏は美濃国大垣宮町立河紋四郎氏の長男、嘉永三年十二月八日に生る。幼にして穎悟、七歳にして名古屋総見寺に至り靈源和尚（存生）に就き恵遂と改名す。後に又姓を酒井に改む。十歳にして得度、十六歳にして行脚し、京都北山の等持院に行き聡明和尚に随ひ、宗乗を学ぶ。其の旁に嵯峨天童寺の惟明和尚に就き習字す、明治元年の春、丹後に赴き海門庵に投じ漢学を研究し、同四年出雲に赴き松江の城下に寓し漢学を修む。同七年名古屋光勝院の中興藍田和尚の遺命により同院に就職す。明治八年愛知県臨濟宗事務所の書記を拜命す。時に権少講義たり。九年二月僧侶試験場より講究課係の依嘱あり。四月少講義に進む。十一年十月権中講義に補せらる。十三年十一月

同宗管長より県下派内教導取締致すべく旨命あり。十五年十二月中講義に補せらる。二十年十一月派内寺班調査乙部委員となり尽力す。其の功顕著なるを以て安陀衣の褒賞あり。二十二年五月愛知育兒院長勝間田稔氏より同院の監督を依嘱さる。同年五月宗内中学校会議の評決により、全国より二名の総代を撰出す。氏は愛知県の総代となる。同年九月宗内議会の正員となる。二十四年同教育委員となり、二十六年本所詰となる。同年公撰衆正員となり、爾來本県下同宗の取締たりしが四月其の職を辞す。七月興学会員となり、九月「依願教務取締差免」の事あり。二十八年二月同宗管長の命を以て広島陸軍墓地各宗合同の大法会に臨む。二十八年再び育兒院長徳川義礼侯より同院監督の依嘱あり。二十九年再び教務取締となる。(辭任) 同年派内議員に任ぜられ、議長に当撰す。其他道路改修の献金及び海嘯被害地贈金して受賞の事あり。

以上は殆んど小事歴に過ぎざるも、二十四年四月以來愛知仏教会の監督として尽力されし事等は前々号に録したれば略す。氏の示寂は胃崑に基ける者にして、本年初より温泉に浴し、或は胃腸専門医の治療を受けつゝありしも、遂に去る九月二十五日に愛知病院に入り、十月退院。十一月四日示寂の不幸なりしが行年四十有九。

因に前々号に、本葬及び初七日法要の清見寺主の偈を掲げしが、左に本葬の導師徳源寺主の偈と脇導師政秀寺主の偈を掲ぐ。

不拘修証道方通 透漢徹泉先劫空 四十九年大

〔能仁新報〕よりみた名古屋の仏教(七)

槐夢 一朝吹覺昆嵐風 伏 惟

新円寂前住妙心 修道和尚大禪師

天 質 剛 直 氣 宇 寬 洪

一刹東林棘遙 高低坦土

再興景陽梵刹 輪奐樹功

輝躡明星宮 受業雜華空

始終竭忠 粉骨碎身委法社

晨夕致孝 偉常合道標林叢

畢竟臘尽三十日到著

任麼不任麼 總錯三賢十聖 絕已躬如上之閑家具 子者修道大禪師 奏

再興希世大功而平生受用底三昧也 更有轉身一句何以推窮 鏗一

鏗云

全体乾坤 埋不得 水自茫茫 花自紅

修道大和尚 奠陽香偈

這清涼散溢乾坤 何比從前無礙元 嘗過試看舌頭眼 即今除熱

一心源

右 惟三拜稿

倬長沢別天 伊東洋二郎

玉樓人去又難尋、但見寒窓日影沈、百歲空遺梨棗史、蠹將成穴恨

尤深

曹洞婦人教会の祝辞〔明治32年12月11日 第六二二号〕

当市に於て組織されたる同教会の事は前号に記せしが、左に山田

氏の祝文を録す。

紅葉風に落ち、芭蕉雨に敗れ、菊も亦嚴露に萎むの時に当て、依然其の貞操を不改るものは、夫只松柏乎嗚呼松柏の貞操も亦世に益あるや多矣。

于茲此吉日を卜し、吾曹洞婦人教会は開設せられたり。予や其席末に列するの余暇を不得と雖も同情相応同気相求其事業の怠にすべからざる。夙に志あり、然れども其業に従事するの閑隙を得ざり。今や発起者諸氏の義拳に因り、斯会の設立を聞に至れり。予豈に黙過するに忍びんや。

夫れ我邦婦人の品位男士に比すれば、霄壤も啻ならざるの感あり。蓋し一は以て古来の因習其の風を為し、一は以て三從五障の閑名に泥み、仏道の本旨を誤り、遂に其の性を下視し、男尊女卑の俗を為すに至れり。吾高祖承陽大師常に其偏見を誡め玉て曰、男兒なにもて貴ならん。虚空は虚空なり、四大は四大なり、五蘊は五蘊なり、女流もまたかくの如し。得道はいづれも得道す。但し得道を敬重すべし男女を論ずること勿れ。此れ仏道極妙の法則なりと果して、然れば貴賤尊卑は形体を以て論ずべきものにあらざるなり。

抑も其の得道とは何ぞや。謂く女流固有の貞操を發達し居ては其の父母に事へ、嫁では其家政を補弼し、賢妻と為り賢母となり進で帝国の光栄計り、又広く社会を利するものなく、故に日四象の導師なり、衆生の慈父なりと。嗚呼希くは本会々員し諾姉よ、吾仏陀の教理を遵奉し女流固有の貞操を恒にし、世の輕

躁者流に慣はず。益々其淑徳を養へ玉んことを敬白。

愛知吉祥講布教師

明治卅二年十一月廿六日 山田祖学

#### 故荒尾精氏法会 (明治32年12月11日 第六二二号)

故陸軍大尉荒尾精氏四周忌及同氏門生殉難士熊本人広岡安太氏の追吊法会は、去る三日同氏知己門生及第三師団有志将校等の発企を以て、名古屋市新出来町徳源寺に於て盛なる法会を執行したる由にて、当日は遺族森仲磨氏を始めとし大久保旅団長、菅井書記官、沢井參謀少佐、徳川侯爵代理、各隊有志将校等の焼香あり。又仏前に於て門生(元上海日清貿易研究所生員)たり愛知県第一尋常中学校教員本莊直記氏其他知己等交々追吊祭文を朗読したりと。又当日同寺の実叢和尚が唱へたる偈は、左の如し。

明治三十二年十二月三日有志諸君設故荒尾精則不退院積勇精居士之追吊会仍諷誦大仏頂神呪其偈曰

厭死欣生法上塵、追声逐色亦非真、精心勇猛觀斯事、覺路已為解説人、

同日因吊故広岡安太君靈位其偈曰

曾騎鉄馬入重城、勅下伝聞六国清、今尋芳躅報無句、万木風寒落葉声、

#### 北部仏教青年会の演説 (明治32年12月11日 第六二二号)

当市上宿付近の篤信者より組織されたる同会にては、去る二日の



午後七時より前ノ川町真宗説教所に於て、例月定期の演説会を開設せり。当夜の出席者には早川見竜、藤井得成、讃岐貫我の諸氏を始め外数名にて参聴者は満場立錐の地を余さず。拍手喝采の間に無事閉会を告げたるは十時三十分頃なりしと。因みに記す、同会は主唱者及び幹事の熱心なる奔走力と又た時勢の機運は宗教を対岸の火災視する場合にもあらず。益々運動上に過敏を促すの時節なる為によ、会員の数は千五百名以上に達して、其の基礎は頗る堅固なりと云ふ。

#### 吉祥講と婦人教会〔明治32年12月11日 第六二二号〕

当市七小町の普蔵寺なる愛知吉祥講第七号支部にては、昨十日正午より宗祖承陽大師の報恩諷経と講員祖先追福の為め無縁施餓鬼を行ひ、後は早川氏の説教を開筵す。又同日午後三時より桜の町なる安清院の曹洞婦人教会にては例会を催し、早川氏の法話あり。

#### 仏教青年徳義会〔明治32年12月11日 第六二二号〕

東袋町の教泉寺を本部と定めたる同会にては、明十二日の午後七時より広間、早川の両氏が仏教或問と原人論の講義を開演す。大布薩と演説 三州宝飯郡の八幡村なる西明寺にては、来る十三、十四の両日を以て大布薩法会を執行し、早川氏を招聘して演説をす筈なりと。

#### 西部仏教青年会〔明治32年12月11日 第六二二号〕

同会にては、来る十五日午後七時より新道町の宝蔵寺を席場に充て演説を開く、其の弁師は荻倉耕造、早川見竜、藤井得成の三氏なり。

#### 大日本仏教青年会〔明治32年12月11日 第六二二号〕

同会にては、来る十六日頃ろ本重町の新守座にて大演説会を催す由なるが、出席員は水野、荻倉、早川、広間、藤井、讃岐、近藤、松本等の諸氏なりと。

#### 大谷派寺院の集会〔明治32年12月18日 第六二三号〕

宗教法案提出の件に付き、去る十二日より連日大津町光円寺に同派寺院は集会し何事をか協議せらる由なるが、右は宗教法案の提出に付、運動委員の上京を促す向あるより、右の上京委員撰挙の為なりとか、其の委員として青山朗氏を推したりとの説あり。

#### 蓑虫山人の来歴〔明治32年12月18日 第六二三号〕

目下木ヶ崎の長母寺に滞在中なる蓑虫山人といへるは、左記の如き逸人なるが、同氏が携へし物品は約五百点に近く、去る一日には当市の国風会員も観覧に赴かれたり。

之れに倣ひ、雨雪をも凌ぐべく又露臥をもなすべくして巻舒意の如くなる家具を自製しけるに、頗る便利にして是より周遊一も不自由を感ずることなきに至れり。其具嵩高にて且異様のもの



のなりしかば、人怪しみ見ざるなく、訝かり問はざるなく誰れいふとなく糞虫をもて指称し、遂に仙人の号をさへ添呼ぶに至る。是より翁木螺を見る毎に、殊に注目したるに其殻往々異なるものあるもて、漸く之を拾収し始めて其種類の多きを知り、偏く之を彙集せんとする志を起しぬ。其頃参河の某地を過木螺を蔵せん為め、或る家に入りて菓子折を乞ひたりしに、其家本草家の医師にして翁の奇癖を聞き、家蔵の動植物諸種の標本を出して之を示し、且翁の為に本草の要旨を解説す。是よりして虫類を初め広く動植物の類を收拾せばやと思ひ起し、更に進んで金石其他古器旧物をも探り集めんと志を立て、各地巡遊の途中得るに随ひ、漸次幸便により郷里に送付し、其運送の不便なるものは其地の人に托して留め、他日に至り送致せるもの前後枚挙すべからず。父武兵衛も初めの程は要なき事をなすものかなとて取り合はざりしが、漸く其志の篤きにや感じけん。遂に六十六個の箱を製し送付し来るものは、悉く其国を分ちて之を蔵することとはなせり。

### 近藤疎賢氏の上書〔明治32年12月25日 第六二三号〕

同氏は宗教法案を政府より提出したる者に就き、曹洞宗の委員たる弘津説三氏が該案を賛成したりとの報に接し、左の上書を宗務局に向け発せられたり。

拝陳 時下寒氣之序 伏惟

宗務本局執事大閣下等日夜為国為法御心勞恐入候、茲に専ら

陳る要件は、這回宗教法案に付、憂国の志士は献身的な運動罷在候、御局各位の御方針は如何に御座候や、宗教法案大修正は不肖の元より希望する所に候、別して耶蘇教を以て神仏二教と同一の取扱ひをなし、日本帝国政府の眼中に認むるは実に不都合千万なり。聖徳皇太子が仏教を容れたるは充分教旨を調査し、推古帝の時の如きは勝鬘經、法華經、金光明玉經の三部を皇室に於て講ぜられ、全く仏教は国体に適當したる好宗教と認めたる上、取て用ゐたる者なり。然るに現政府が耶蘇教々旨の国体に適するや否を調査せず国に容れんとするは、實に感慨に堪へず。此教子細に調査し来れば、徹頭徹尾許す可からず。

若し一朝我政府が許しなば、乱臣賊子必ずや万延せん。我曹洞宗は国家の大宗派なり。当路の諸師よ、大政府に向て大活運動をなし、邪教撲滅の勞を取り玉へ、別紙血涙意見書は普く世人に公布せんが為に不日活版に付せんと欲す。此意を以て内閣總理大臣、枢密院等へも進呈せんと欲す。実に不肖は上京し以て大運動をなさんと欲するも、廿二日より助化先戒会の事故、本月中は上府六ヶ敷候、政府の意は宗教案にて大略分明に候間、是非共今回の議會には延期せしめ、次の議會迄に十二分の潜勢力を養ふの方針を取るを一大好手段と存候、実に不肖は日夜国家之一大事を憂ひ筆を取るも演壇に登るも血涙を振ふのみ、願わくは賢明なる当路の諸師よ、不肖の微意を察し玉へ、且つ御局当路諸師の御意見大至急御通信願度候、我愛知にても憂国志士運動の都合も有之候間、是非共御多忙中恐入候得共、

当路諸師の御方針、大至急御通信之程伏奉懇願候臨書誠恐誠惶。

明治卅二年十二月十八日

尾州西春日井郡杉村久国寺住職

近藤 疎賢 九拜

宗務局執事 御中

**知堂上京せんとす**〔明治32年12月25日 第六二三号〕

当西別院の三宅知堂には各講中の勧誘により上京して大法主殿が今回の宗教法案事件に於ける御親憂を奉尉の為に上京を伺ひ出でたるに、同派本山より「見合せ」との電報ありたるよし。

**近藤疎賢氏の施本**〔明治32年12月25日 第六二三号〕

同氏には、今回大に感ずる所あり。駁邪演説筆記十万部を施与せらるゝ計画を為し、其の印刷を本社に托せられたり。